# disclosure2025

# 新潟大栄信用組合の現況





#### ごあいさつ

組合員・お取引先のみなさまには、平素より格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

ここに、新潟大栄信用組合の経営内容の開示資料として、「2025年版ディスクロージャー誌」を 作成し、当組合1年間の活動についてご報告申し上げます。ご高覧のうえ、より一層ご理解を深めてい ただければ幸いに存じます。

わが国経済は、米国の通商政策をめぐる不確実性、不透明性の高まりなど、景気の下振れリスクが一段と懸念されます。

一方、地方においても、生産年齢人口が減少するなか、深刻な人手不足や後継者難、価格転嫁の遅れなど依然として厳しい状況が続くものと予想されます。こうした経営環境のもと、当組合は、お取引先の持続的発展に向け資金繰り支援はもちろんのこと、新たな社会活動への実現に向けた事業再構築、事業承継、事業再生等に積極的に取組んでまいります。そして、いかなる情勢下においても、相互扶助の理念のもと、地域の皆様の「お役に立つ金融機関」を目指し、役職員一丸となって業務に邁進して、組合員、お取引先のご期待に応えて参る所存であります。

理事長 八子英雄

#### 令和6年度の経営環境・事業概況

令和6年度のわが国経済は、為替変動や物価上昇の影響等から、一部に弱めの動きが見られたものの、個人消費は、雇用や所得環境の改善を背景に持ち直しの動きがみられるなど、全体としては緩やかな回復基調となりました。

一方、当組合における地域経済や中小零細企業においては、生産に持ち直しの動きが見られたものの、 人手不足や物価高騰、価格転嫁などが企業や家計の重しとなるなど、厳しい経営環境が続いております。 この様な経営環境の中、預金は、引続き地域に密着した営業基盤の拡充に努め、個人預金及び公金預 金が増加したことから期中7億70百万円増加し574億62百万円となりました。貸出金は、金融機 関向け貸出の増加を主因に期中4億42百万円増加し169億32百万円となりました。

当期の損益は、与信費用の増加等により、経常利益は、前期比6百万円減少の2億21百万円、当期 純利益は、前期比7百万円減少の1億42百万円となりました。また、自己資本比率は、利益の積上げ により自己資本額が増加したものの、自己資本比率規制の改正によりリスク・アセットが増加したこと から前期比1.37ポイント低下し28.58%となりました。

#### 事業方針

# <u>経営理念</u> 『力を合わせて豊かな暮らし』

いかなる情勢にあろうとも、「利用者にとって利用し甲斐があり、職員にとって働き甲斐があり、経営者にとって経営し甲斐のある信用組合」を目指して、その実を挙げることを経営理念とする。

# 経営方針

- 経営の基盤と経営力強化に努める。
- ・きめ細かな金融サービスの提供に努める。
- 経営の効率化、合理化による収益力強化と自己資本の充実を図る。
- ・法令遵守、リスク管理体制の徹底を図る。
- 和して競う職場をつくる。

# 当組合のあゆみ

昭和27年10月	地蔵堂町信用組合設立 出資金 2,195千円
42年11月	大栄信用組合に改称
46年 3月	出資金1億円となる
47年 3月	現本店竣工
49年10月	普通預金会計機の使用開始
51年 2月	オフラインコンピュータ導入
52年 3月	出資金2億円となる
55年10月	電算室開設
58年 5月	第1次オンラインシステム稼働
59年 6月	新潟大栄信用組合へ改称
60年 1月	第2次オンラインシステム稼働
62年11月	他行為替オンラインシステム稼働
63年 3月	国債の代理窓口販売開始
平成元年 7月	第3次オンラインシステム稼働
10月	相川信用組合を吸収合併
10月	出資金3億円となる
6年 3月	国債の窓口販売開始(証券業務認可)
7年 9月	だいえいビジネスサービス㈱設立
9年12月	ポスト第3次システム及び西暦2000年対応稼働
16年 5月	㈱アイワイバンク銀行(現セブン銀行)とATM利用提携
17年 7月	しんくみ全国共同センター(SKC)加盟
18年 5月	郵貯(現ゆうちょ銀行)とATM利用提携
19年 5月	SKC第5次システム稼動
23年 3月	保険の窓口販売開始
25年 2月	でんさいサービス取扱開始
25年 8月	㈱ビューカードとATM利用提携
27年 5月	SKC第6次システム稼動
28年 3月	だいえいビジネスサービス(株)解散
28年 6月	県内11信組による「包括的連携協力に関する協定」締結
28年 8月	「燕三条地区事業承継支援ネットワーク」発足
29年 1月	個人型確定拠出年金(個人型401K)取扱開始
29年11月	法人向けインターネットバンキング取扱開始
30年 1月	個人向けインターネットバンキング取扱開始
30年 1月	ペイジー(Pay-easy)サービスの利用開始
30年10月	内国為替24時間365日対応取扱開始
31年 2月	出資証券不発行(ペーパレス化)対応
令和元年10月	日本銀行歳入復代理店取扱開始(本店、柏崎支店)
4年10月	
5年 5月	
5年11月	みずほ証券と顧客紹介業務開始

# トピックス

6年 4月	新潟県男女共同参画推進企業の
	「パパ・ママ子育て応援プラス」に認定
6年 5月	和島支店・出雲崎支店・西山支店・相川支店
	窓口昼休業時間導入
6年 5月	燕市「つばめ子育て応援企業」に認定
6年 6月	令和5年度第72期通常総代会開催
6年 8月	24時間テレビ「愛は地球を救う」募金取扱開始
6年 9月	しんくみの日週間として全店で清掃活動実施
6年 9月	しんくみピーターパン募金として、
	分水ジュニアベースボールクラブスポーツ少年団、
	比角ゴールデンファイヤー、小国地区スポーツ協会、
	田尻小学校育成野球部 田尻ファイターズの各団体へ寄贈
6年10月	新潟県金融機関「成年後見制度関連手続き共通化」
	スキームに参加
6年11月	寺泊支店 窓口昼休業時間導入
6年12月	ことら送金サービス開始
7年 2月	柏崎地区・長岡小国信友会合同文化講演会
	会場 柏崎市民プラザ 入場者数255名
	講師 南雲吉則氏
	演題 命の食事 ~人生を2倍楽しむ法~
7年 3月	ホームページをリニューアル
7年 3月	「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた
	新潟県内金融機関による共同推進宣言参加

# 経理・経営内容

# 主要な経営指標等の推移

					(単位:千円)
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	871,706	990,130	891,412	934,197	1,063,485
経常利益	95,357	178,122	139,860	228,009	221,358
当期純利益	38,923	112,369	67,124	150,234	142,342
預金積金残高	55,005,408	55,443,395	56,731,163	56,692,128	57,462,838
貸出金残高	17,871,868	18,182,183	17,664,559	16,490,219	16,932,940
有価証券残高	26,997,202	27,874,603	26,871,938	26,174,054	25,550,606
総資産額	66,270,829	66,307,876	64,280,913	64,318,941	64,078,427
純資産額	8,411,352	8,176,930	7,211,623	7,367,182	6,353,383
単体自己資本比率	28.56%	28.60%	28.91%	29.95%	28.58%
出資総額	337,942	338,148	335,671	334,525	332,247
出資総口数	337,942 □	338,148□	335,671 □	334,525□	332,247□
出資に対する配当金	10,127	10,128	16,892	10,046	9,972
配当率	3%	3%	5%	3%	3%
職員数	66人	62人	61人	56人	49人

<sup>(</sup>注)1.残高計数は期末日現在のものです。

<sup>2.</sup>職員数には、アルバイト、パート及び被出向の職員は含んでおりません。

# 経理·経営内容

# 貸借対照表

XIII//////X		(単位:千円)
科目	令和5年度	令和6年度
(資産の部)		
現金	402,441	312,623
預け金	20,413,553	20,067,313
有価証券	26,174,054	25,550,606
国債	2,890,730	2,725,270
地方債	3,809,300	3,527,640
社債	15,760,320	15,445,630
株式	1,416,288	1,436,310
その他の証券	2,297,415	2,415,756
貸出金	16,490,219	16,932,940
割引手形	184,608	151,767
手形貸付	1,411,598	1,299,251
証書貸付	14,213,898	14,692,581
当座貸越	680,114	789,339
その他資産	813,399	814,374
未決済為替貸	6,384	2,944
全信組連出資金	584,600	584,600
前払費用	54	89
未収収益	92,519	114,109
その他の資産	129,841	112,631
有形固定資産	440,991	451,742
建物	86,563	86,230
土地	266,211	265,770
その他の有形固定資産	88,217	99,741
無形固定資産	2,119	4,989
ソフトウェア	146	3,016
その他の無形固定資産	1,972	1,972
前払年金費用	246,133	249,446
繰延税金資産	93,846	559,180
債務保証見返	891	736
貸倒引当金	△ 758,708	△ 865,527
(うち個別貸倒引当金)	( $\triangle$ 630,678 )	( $\triangle$ 723,064 )
資産の部合計	64,318,941	64,078,427

科目	令和5年度	令和6年度			
(負債の部)					
預金積金	56,692,128	57,462,838			
当座預金	598,776	343,023			
普通預金	20,658,166	21,279,993			
貯蓄預金	339	1,148			
通知預金	500,000	722,837			
定期預金	31,224,091	31,616,739			
定期積金	3,677,715	3,343,898			
その他の預金	33,037	155,196			
その他負債	111,760	133,928			
未決済為替借	25,728	10,891			
未払費用	28,223	46,745			
給付補塡備金	1,090	1,012			
未払法人税等	44,500	64,000			
前受収益	8,765	6,551			
払戻未済金	1,188	2,341			
その他の負債	2,263	2,386			
賞与引当金	9,342	9,333			
役員賞与引当金	4,000	4,500			
役員退職慰労引当金	132,711	112,828			
偶発損失引当金	924	878			
債務保証	891	736			
負債の部合計	56,951,758	57,725,044			
(純資産の部)					
出資金	334,525	332,247			
普通出資金	334,525	332,247			
利益剰余金	7,417,939	7,550,234			
利益準備金	349,401	349,401			
その他利益剰余金	7,068,538	7,200,833			
特別積立金	5,642,000	5,742,000			
(出資配当積立金)	( 42,000 )	( 42,000 )			
当期未処分剰余金	1,426,538	1,458,833			
組合員勘定合計	7,752,464	7,882,481			
その他有価証券評価差額金	△ 385,281	△ 1,529,098			
評価・換算差額等合計	△ 385,281	△ 1,529,098			
純資産の部合計	7,367,182	6,353,383			
負債及び純資産の部合計	64,318,941	64,078,427			

#### ■貸借対照表の注記事項

- 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示 単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2.有価証券の評価は、満期保有目的の債権については移動平均法による償却原価法(定額法)、 その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし、市場価格 のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 12年~39年 その他 2年~20年

- 4.無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定 並びに貸削償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正 常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を 基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来 見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が 資産査定を実施しております。

- 6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、 当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 7. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額の うち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。なお、当事業年度末で年金資産が責任準備金を超えているため、当該超過額249百万円は、「前払年金費用」に計上しております。

また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並 びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1)制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

(2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合 (令和5年4月分~令和6年3月分)

0.344%

(3)補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円及び財政 上の剰余金48,278百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 8年 の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金 4 百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じる ことで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

- 9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 10. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 11. 顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した 時点としております。また顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に 受け取ると見込まれる金額で算出しております。役務取引等収益のうち、貸金庫など、サービ ス提供期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識し ております。
- 12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係 る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。
- 13. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業 年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1)貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

865百万円

②その他情報

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を 個別に評価し設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌 事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 629百万円

...\_\_

②その他情報

す。

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる将来の事業計画に基づく課税所得が生ずる可能性が高い範囲内で認識しております。

課税所得が生ずる可能性の判断に、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に 見積り、金額を算定しております。これらの見積りは、将来の不確実な経済状況等によっ て影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌 事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がありま 14. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理 (ALM) をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスクの管理

当組合は、信用リスク管理規程及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか本部業務課、資産自己査定室により行われ、また、定期的及び必要に応じて常勤理事会へ報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、本部監査室がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部事務課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

#### ②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、市場関連リスク管理基準に従い、SKC-ALMシステム等によって金利 の変動リスクを計測し、BPV分析、VaR分析、ギャップ分析、アウトライヤー基 準に基づくパーセンタイル値やIRRBBに係るΔEVEを用い、本部総務課により 銀行動定の金利リスクを算定し、定期的に常勤理事会へ報告を行うなど、資産負債の 最適化に向けたリスク・コントロールに努め、将来の金利変動に対するリスク管理を 厳格に行っております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場関連リスク管理基準及び余資運用規程に従い行われております。このうち、本部事務課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、本部総務課による評価損益変動額の把握、VaR分析やストレステストなど、継続的なモニタリングを通じて、定期的に常勤理事会へ報告を行うなど価格変動リスクの軽減を図っております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「有価証券」のうち、債券、投資信託及び株式の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当組合のVaRは分散共分散法(保有期間3カ月、信頼区間99.9%、観測期間5年)により算出しており、当事業年度現在での当組合の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で976百万円です。

なお、当組合では、定期的にVaRバックテスティングを実施し計測手法の有効性を 検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一 定の発生率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が 激変する状況におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達パランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等 によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時 価に代わる金額を含めて開示しております。

#### 15. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります (時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び 組合出資金は、次表に含めておりません。((注2)参照)

(単位:百万円)

		(具	■位:白万円)
	貸借対照表	時 価	差額
	計 上 額		
(1) 預け金 (* 1)	20, 067	19, 913	△ 154
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	100	91	Δ8
その他有価証券	25, 432	25, 432	-
(3) 貸出金(*1)	16, 932		
貸倒引当金(*2)	△865		
	16, 067	16, 278	211
金融資産計	61, 667	61, 715	48
(1) 預金積金 (*1)	57, 462	57, 228	△ 234
金融負債計	57, 462	57, 228	△ 234

(\*1)預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

#### 金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式及び投資信託は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については16.から19.に記載しております。

#### (3)貸出金

貸出金は、以下の①~②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当 金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金 額として記載しております。

- ① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、そ の貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金 利で割り引いた価額を時価とみなしております。

#### 金融負債

#### (1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてお ります。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作 成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品 の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	18
全信組連出資金(*1)	584
合 計	602

- (\*1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商 品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示 の対象とはしておりません。
- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位・百万円)

				(単位・日カロ)	
		1 年 超	5 年 超	10 年超	
	1 年以内	5 年以内	10 年以内		
預け金	7, 937	12, 130	-	-	
有価証券	1,000	4, 900	10, 000	9, 200	
満期保有目的の債券	-	-	-	100	
その他有価証券のうち					
満期があるもの	1,000	4, 900	10, 000	9, 100	
貸出金(*)	6, 761	6, 551	2, 059	1, 207	
合 計	15, 698	23, 581	12, 059	10, 407	

- (\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見 込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。
- (注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位·百万円)

				(+4:47)
		1 年 超	5 年 超	10 年超
	1 年以内	5 年以内	10 年以内	
預金積金(*)	36, 971	20, 491	-	-
合 計	36, 971	20, 491	-	-

- (\*)預金積金のうち、要求払預金は、「1年以内」に含めております。
- 16.有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、 「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下19.まで同様 であります。
  - (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
  - (2) 満期保有目的の債券

(単位、五下田)

				(-	+12. 11/11/1/
	種	類	貸借対照表	時 価	差額
			計 上 額		
貸借対照表計上額が	社	債	100	91	△8
取得原価を超えないもの	T⊥	IM.	100	31	Δ0

- (3)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
- (4) その他有価証券

(単位·百万円)

				(単位:日万円)
	種類	貸借対照表	取得原価	差額
		計 上 額		
	株 式	686	644	41
貸借対照表計上額	债 券	4, 393	4, 297	96
が取得原価を超え	国 債	2, 238	2, 196	41
るもの	地方債	818	801	16
	社 債	1, 336	1, 298	38
	その他	21	20	1
	小 計	5, 101	4, 962	139
	株 式	749	828	△78
貸借対照表計上額	债 券	17, 204	19, 204	△1, 999
が取得原価を超え	国 債	486	499	△13
ないもの	地方債	2, 709	2, 984	△275
	社 債	14, 008	15, 719	△1, 710
	その他	2, 394	2, 598	△203
	小 計	20, 348	22, 630	△2, 281
合	計	25, 450	27, 592	△2, 142

- 17. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- 18. 当期中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

売却価額 2,263百万円 売却益 売却損 302百万円

19. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は、 次のとおりであります。

			1 年超	5年超	10年超
		1 年以内	5年以内	10年以内	
債	券	899百万円	3,699百万円	9,563百万円	7,535百万円
王	債	-	-	2, 725	-
地	方 债	-	103	2, 009	1, 414
社	债	899	3, 595	4, 829	6, 121
そ (	の他	99	1, 078	189	-
合	計	999	4, 778	9, 753	7, 535

20. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づ く債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本 の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有 価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「そ の他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記さ れている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるも のに限る。) であります。

破産更生債権及びこれらに進ずる債権額 306百万円 危险债権額 1.114百万円 要管理債権額 327百万円 三月以上延滞債権額 2百万円 貸出条件緩和債権額 325百万円 1.748百万円 小計額 正常債権額 15, 198百万円 16,946百万円 合計額

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立 て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 **危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、** 契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及 びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出 金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息 の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破 産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであり

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及び これらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分さ れる債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 21. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これに より受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再) 担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は151百万円であり
- 22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受 けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付け ることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,284百万円であり、 全額原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そ

のものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。こ れらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組 合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付 けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期 的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じております。

- 23. 有形固定資産の減価償却累計額 1.198百万円
- 24. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

#### 縵延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	213百万円
土地評価損減損	30
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	§ 31
債券償却額	26
減価償却損金算入限度超過額	5
その他有価証券評価差額金	613
その他	11
繰延税金資産小計	931
評価性引当額	△301
繰延税金資産合計	629
繰延税金負債	
前払年金費用	70
繰延税金負債合計	70
繰延税金資産の純額	559百万円

- 25. 「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第 13 号)」が令和7年3月31日に成立し たことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行 われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定 実効税率は従来の27.6%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれ る一時差異については28.3%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債は 1百万円増加、その他有価証券評価差額金は15百万円減少し、法人税等調整額は1百万円増加し ております。
- 26.担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預 け 金 1,500百万円

担保資産に対応する債務 借用金 -百万円

上記のほか、公金取扱いのために現金 1百万円、為替決済取引及び日本銀行歳入復代理店取 引のために預け金1,820百万円を担保として提供しております。

27. 出資1口当たりの純資産額 19.122円46銭

#### 損益計算書

<b>1</b> 1 🗆	A 10 = 7 = 5	(単位:十円)
科目	令和5年度	令和6年度
経常収益	934,197	1,063,485
<b>資金運用収益</b>	700,362	727,669
貸出金利息	304,245	299,304
預け金利息	28,205	53,784
有価証券利息配当金	348,066	359,527
その他の受入利息	19,844	15,053
<b>役務取引等収益</b>	28,943	27,854
受入為替手数料	13,738	13,322
その他の役務収益	15,204	14,531
その他業務収益	5,492	5,161
その他の業務収益	5,492	5,161
その他経常収益	199,399	302,800
株式等売却益	199,349	302,733
その他の経常収益	49	66
経常費用	706,188	842,127
<b>資金調達費用</b>	14,529	39,936
預金利息	13,816	39,212
給付補塡備金繰入額	693	653
借用金利息	18	69
<b>役務取引等費用</b>	36,283	36,615
支払為替手数料	4,507	4,581 32,034
その他の役務費用 その他業務費用	31,776	
	77,931 44.694	61,304 61,304
国債等債券償却	33,236	01,304
経費 (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	531,190	588,396
人件費	311,427	
物件費	196,960	365,452 197,976
	22,801	24,967
その他経常費用	46,253	115,874
貸倒引当金繰入額	42,757	115,591
その他の経常費用	3,495	283
経常利益	228,009	221,358
特別利益		11
固定資産処分益		11
特別損失	1,403	452
固定資産処分損	87	11
減損損失	1,316	441
税引前当期純利益	226,606	220,917
法人税、住民税及び事業税	57,157	77,709
法人税等調整額	19,214	865
法人税等合計	76,371	78,574
当期純利益	150,234	142,342
繰越金(当期首残高)	1,276,303	1,316,491
当期未処分剰余金	1,426,538	1,458,833
		. ,

#### ■損益計算書の注記事項

(単位:千円)

- 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 出資 1 口当たりの当期純利益 425円46銭
- 3. 当期において以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
柏崎市内	営業用店舗1ヵ店	土地	125千円
佐渡市内	営業用店舗1ヵ店等	土地	316千円
	合 計		441千円

営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。また、遊休資産については、各々独立した単位として取扱っております。組合全体に関連する資産である本部及び文書保管倉庫等については、共用資産としております。

営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により営業用店舗2ヵ店等を回収可能価額まで減額し、当該減少額441千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、対象資産の重要性を鑑み、主として直近の固定資産税評価額等に基づき算定しております。

#### 剰余金処分計算書

	124	14	·Ŧ	_	١
- 4	里	71/	•	т	п

令和5年度	令和6年度
1,426,538	1,458,833
110,046	109,972
10,046	9,972
(年3%の割合)	(年3%の割合)
100,000	100,000
1,316,491	1,348,861
	1,426,538 110,046 10,046 (年3%の割合) 100,000

#### 法定監査の状況

- ・当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。
- ・当組合は、監事3名(うち1名は公認会計士)による監事監査を受けております。

# 内部監査の有効性の確認

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第73期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

<sup>令和7年6月27日</sup> 新潟大栄信用組合

理事長 八子 英雄

#### 経理·経営内容

#### 粗利益及び業務純益等

(単位:千円) 令和5年度 科目 令和6年度 資金運用収益 700,362 727,669 資金調達費用 14,529 39,936 資金運用収支 685,833 687,733 役務取引等収益 27,854 28,943 役務取引等費用 36,283 36,615 役務取引等収支 △ 7,340 △ 8,760 その他業務収益 5,161 5,492 その他業務費用 77,931 61,304 その他の業務収支 △ 72,439 △ 56,143 業務粗利益 606,054 622.829 業務粗利益率 0.93% 0.95% 業務純益 51,776 30,630 実質業務純益 85,965 45,062 コア業務純益 163,896 106,366 コア業務純益 163,896 106,366 (投資信託解約損益を除く。)

- (注)1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和5年度・令和6年度費用は ともにありません。)を控除して表示しています。
  - 業務粗利益 2. 業務粗利益率 = × 100 資金運用勘定計平均残高
  - 3. 業務純益 = 業務収益 (業務費用- 金銭の信託運用見合費用)
  - 4. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 5. コア業務純益 = 実質業務純益 国債等債券損益

#### 役務取引の状況

		(単1型:十円)
科目	令和5年度	令和6年度
役務取引等収益	28,943	27,854
受入為替手数料	13,738	13,322
その他の受入手数料	15,190	14,508
その他の役務取引等収益	14	22
役務取引等費用	36,283	36,615
支払為替手数料	4,507	4,581
その他の支払手数料	3,458	5,071
その他の役務取引等費用	28,317	26,963

# その他業務収益の内訳

ての世末物状並の内部		(単位:千円)
科 目	令和5年度	令和6年度
外国為替売買益	_	_
商品有価証券売買益	_	-
国債等債券売却益	_	-
国債等債券償還益	_	-
金融派生商品収益	_	-
その他の業務収益	5,492	5,161
合 計	5,492	5,161

#### 預貸率及び預証率

頂貝ሞル	いは証件		(単位:%)
	科目	令和5年度	令和6年度
預貸率	期末	29.08	29.46
<b>没</b> 具华	期中平均	29.27	28.50
預証率	期末	46.16	44.46
	期中平均	47.75	47.97

#### 経費の内訳

社員の内部		(単位:千円)
科目	令和5年度	令和6年度
人件費	311,427	365,452
報酬•給料•手当	296,732	296,130
賞与引当金純繰入額	△ 1,043	Δ 8
退職給付費用	△ 37,689	15,860
社会保険料等	42,326	42,840
その他	11,101	10,630
物件費	196,960	197,976
事務費	97,939	98,552
固定資産費	52,497	46,802
事業費	14,872	13,728
人事厚生費	2,173	3,064
預金保険料	8,041	8,127
その他	21,436	27,700
税金	22,801	24,967
合 計	531,190	588,396

### 受取利息及び支払利息の増減

		(単位:千円)
科目	令和5年度	令和6年度
受取利息の増減	△ 13,878	27,307
支払利息の増減	2,900	25,407

### 総資産利益率

		(単位:%)
区 分	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.35	0.33
総資産当期純利益率	0.23	0.21

経常(当期純)利益 (注)総資産経常(当期純)利益率 = 総資産(債務保証見返を除く)平均残高

#### 総資金利鞘等

		(単位:%)
区分	令和5年度	令和6年度
資金運用利回 (A)	1.08	1.12
資金調達原価率 (B)	0.93	1.08
総資金利鞘 (A)-(B)	0.15	0.04

# 職員1人当たりの預金及び貸出金残高

		(単位:十円)
科目	令和5年度	令和6年度
預金	1,012,359	1,172,710
貸出金	294,468	345,570

(注) 職員数は、役員を除いた期末日現在を使用しております。

#### 1店舗当たりの預金及び貸出金残高

		(単位:千円)
科目	令和5年度	令和6年度
預金	5,669,212	5,746,283
貸出金	1.649.021	1.693.294

#### 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位:千円、%)

							(単位:十一、%)	
	科目	4	令和5年度		令和6年度			
	村 日	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り	
谨	資金運用勘定	64,517,985	700,362	1.08	64,921,881	727,669	1.12	
	うち貸出金	16,648,905	304,245	1.82	16,285,850	299,304	1.83	
	うち預け金	20,124,263	28,205	0.14	20,637,735	53,784	0.26	
	うち有価証券	27,160,207	348,066	1.28	27,413,685	359,527	1.31	
堂	<b>資金調達勘定</b>	56,904,478	14,529	0.02	57,167,381	39,936	0.06	
	うち預金積金	56,871,633	14,510	0.02	57,140,181	39,866	0.06	
	うち譲渡性預金	_			-	_	_	
	うち借用金	32,844	18	0.05	27,200	69	0.25	

<sup>(</sup>注)資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和5年度507千円、令和6年度708千円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和5年度・令和6年度残高は ともにありません。) および利息 (令和5年度・令和6年度利息はともにありません。) をそれぞれ控除して表示しています。

# 資金調達

預金者別預金残	高		/ <del>                                     </del>	FT. 0/\	定期預金区分別	残高•財形貯蓄	残高	/ <del>14</del> 1-	- T III (V)
	 令和5年	<u></u>	一 (単位:E	5万円、%) <b>度</b>		 令和5年	度		<u>z:千円、%)</u> 度
区分	金額	構成比	金額	構成比	区分	金額	構成比	金額	構成比
個人	46,598	82.1	47,059	81.8	大口定期	4,773,522	15.2	5,511,634	17.4
法人	10,094	17.8	10,403	18.1	スーパー定期	11,432,085	36.6	11,536,393	36.4
一般法人	9,540	16.8	9,520	16.5	ミニスーパー定期	14,473,236	46.3	14,054,594	44.4
金融機関	9	0.0	10	0.0	期日指定定期	542,690	1.7	511,772	1.6
公金	544	0.9	872	1.5	財形貯蓄預金	545	0.0	545	0.0
合 計	56,692	100.0	57,462	100.0	固定金利定期預金計	31,222,080	99.9	31,614,940	99.9
			,		変動金利定期預金	2,011	0.0	1,799	0.0
預金種目別平均	<b>戊</b> 同		(単位	ī:千円、%)	合 計	31,224,091	100.0	31,616,739	100.0
14 口	令和5年	度	令和6年						
種目	金額	構成比	金額	構成比					
流動性預金	20,655,635	36.3	21,646,561	37.8					
定期性預金	36,153,885	63.5	35,416,255	61.9	(注)				
譲渡性預金		_	_	_	1.流動性預金=当座預金-	+普通預金+貯蓄預	金+通知預金	金	
その他の預金	62,112	0.1	77,364	0.1	2.定期性預金=定期預金-	+定期積金			
合 計	56,871,633	100.0	57,140,181	100.0	3.その他の預金=別段預金	金+納税準備預金			
資金運用									
貸出金の担保別列	<b>茂</b>		(単代	ī:千円、%)	債務保証見返の	担保別残局		(単右	过:千円、%)
	 令和5年	度	令和6年			令和5年	度	令和6年	
区分	金額	構成比	金額	構成比	区分	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	158,772	0.9	105,511	0.6	当組合預金積金		-		-
有価証券			-	-	有価証券			_	_
動産			_	_	動産			_	_
不動産	6,389,512	38.7	6,179,733	36.4	不動産			_	_
その他	- 0,000,012		-	-	その他			_	_
小 計	6,548,285	39.7	6,285,244	37.1	小 計			_	_
信用保証協会・信用保険	2,941,660	17.8	2,609,847	15.4	信用保証協会・信用保険	891	100.0	736	100.0
保証	3,855,283	23.3	3,702,843	21.8	保証		-	-	-
信用	3,144,990	19.0	4,335,004	25.6	信用			_	_
合 計	16,490,219	100.0	16,932,940	100.0	合 計	891	100.0	736	100.0
			. 0,002,010					, , , ,	
貸出金業種別残	る及び情似比		(単位	ī:千円、%)	貸出金使途別残	尚		(単位	过:千円、%)
₩ 1€ Dil	令和5年	度	令和6年		E ()	令和5年	度	令和6年	
業 種 別	金額	構成比	金額	構成比	区分	金額	構成比	金額	構成比
製造業	2,936,454	17.8	2,878,280	16.9	運転資金	7,376,667	44.7	7,962,681	47.0
農業、林業	140,196	8.0	127,093	0.7	設備資金	9,113,551	55.2	8,970,258	52.9
漁業	41,476	0.2	35,749	0.2	合 計	16,490,219	100.0	16,932,940	100.0
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_	_	-					
建設業	2,048,569	12.4	1,864,673	11.0	貸出金金利区分	別残高			
電気、ガス、熱供給、水道業		=	_	_					过:千円、%)
情報通信業	14,906	0.0	13,526	0.0	区分	令和5年		令和6年	度
運輸業、郵便業	244,311	1.4	217,536	1.2		金額	構成比	金額	構成比
卸売業、小売業	917,145	5.5	859,131	5.0	固定金利	10,812,919	65.5	11,199,983	66.1
金融業、保険業		_	1,000,000	5.9	変動金利	5,677,300	34.4	5,732,956	33.8
不動産業	671,347	4.0	914,945	5.4	合 計	16,490,219	100.0	16,932,940	100.0
物品賃貸業			_	_					
学術研究、専門・技術サービス業	137,649	8.0	123,855	0.7	消費者ローン・住	宅ローン残高			
宿泊業	627,619	3.8	602,887	3.5					拉:千円、%)
飲食業	230,486	1.3	235,718	1.3	区分	令和5年		令和6年	
生活関連サービス業、娯楽業	400,170	2.4	376,242	2.2		金額	構成比	金額	構成比
教育、学習支援業			_	_	消費者ローン	1,291,650	30.4	1,196,702	29.9
医療、福祉			_	_	住宅ローン	2,943,776	69.5	2,801,858	70.0
その他のサービス	291,260	1.7	265,238	1.5	合 計	4,235,427	100.0	3,998,561	100.0
その他の産業	8,000	0.0	8,000	0.0					
小計	8,709,593	52.8	9,522,878	56.2	貸出金種類別平	均残高			
地方公共団体	2,775,048	16.8	2,764,091	16.3					拉:千円、%)
個人(住宅·消費·納税資金等)	5,005,576	30.3	4,645,970	27.4	科目	令和5年		令和6年	
合 計	16,490,219	100.0	16,932,940	100.0		金額	構成比	金額	構成比
(注) 業種別区分は日本標準	産業分類の大分類に準	じて記載して	おります。		割引手形	219,843	1.3	161,456	0.9
					手形貸付	1,400,532	8.4	1,369,373	8.4
					証書貸付	14,422,418	86.6	14,158,890	86.9
					当座貸越	606,111	3.6	596,130	3.6
					合 計	16,648,905	100.0	16,285,850	100.0

# 資金運用

# 代理貸付残高の内訳

(単位:千円) 科 目 令和5年度 令和6年度 3,684 (株)日本政策金融公庫(国民生活事業) 4,455 独立行政法人住宅金融支援機構 40,947 26,344 独立行政法人福祉医療機構 592 合 30,029 計 45,995

#### 有価証券種類別・残存期間別残高

								(単位:百万円)
	区分		期間の 定め無	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	合計
/丰	券	令和5年度		200	2,894	8,020	11,345	22,460
TJE	分	令和6年度	-	899	3,699	9,563	7,535	21,698
	国債	令和5年度	_	_	_	2,371	519	2,890
	国頂	令和6年度	-	_	-	2,725	-	2,725
	地方債	令和5年度	_	_	_	867	2,942	3,809
	地力頂	令和6年度	-	-	103	2,009	1,414	3,527
	社債	令和5年度	_	200	2,894	4,782	7,883	15,760
	工頂	令和6年度	-	899	3,595	4,829	6,121	15,445
14	:式	令和5年度	1,416					1,416
1/1	\_L	令和6年度	1,436	_	-	-	-	1,436
М	、国証券	令和5年度	-	299	698	289	-	1,288
21	凹弧分	令和6年度	-	99	1,078	189	-	1,368
Z	の他の証券	令和5年度	1,009	-	-	-	-	1,009
	の心の血が	令和6年度	1,047	-	-	-	-	1,047
合	計	令和5年度	2,425	500	3,592	8,310	11,345	26,174
	ПП	令和6年度	2,483	999	4,778	9,753	7,535	25,550

# 有価証券種類別平均残高

	/20 IPJ			
	(単位:百	万円、%)		
区分	令和5	年度	令和6	年度
	金額	構成比	金額	構成比
国債	2,696	9.9	2,696	9.8
地方債	3,968	14.6	3,785	13.8
社債	17,158	63.1	17,108	62.4
株式	1,005	3.7	1,294	4.7
外国証券	1,218	4.4	1,391	5.0
その他の証券	1,112	4.0	1,137	4.1
合計	27,160	100.0	27,413	100.0

- (注) 1. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、事業債が含まれます。 2. 「その他の証券」は、投資信託です。
- (注) 1. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、事業債が含まれます。
  - 2. 「その他の証券」は、投資信託です。

#### 有価証券の取得価格、時価及び評価損益

# ■満期保有目的の債券

■ 桝形 休行 ロロツ 良分							(単位:日万日)
-1		•	令和5年度		令和6年度		
時価が貸借対照 表計上額がを超 えないもの	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
	社債	_	_		100	91	Δ 8

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格に基づいております。
- 2. 時価が貸借対照表計上額を超えるものはありません。

#### ■その他有価証券

■その他有価証券 (単位:百万円)							
		•	令和5年度		令和6年度		
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	株式	1,166	829	337	686	644	41
	債券	8,381	7,898	482	4,393	4,297	96
貸借対照表計上	国債	2,890	2,696	194	2,238	2,196	41
額が取得原価を	地方債	3,080	2,901	178	818	801	16
超えるもの	社債	2,410	2,300	109	1,336	1,298	38
	その他	487	477	9	21	20	1
	小計	10,034	9,205	829	5,101	4,962	139
	株式	249	257	Δ 7	749	828	△ 78
	債券	14,079	15,307	△ 1,228	17,204	19,204	△ 1,999
貸借対照表計上	国債	-	-	-	486	499	△ 13
額が取得原価を	地方債	729	884	△ 155	2,709	2,984	△ 275
超えないもの	社債	13,350	14,423	△ 1,073	14,008	15,719	△ 1,710
	その他	1,810	1,935	△ 124	2,394	2,598	△ 203
	小計	16,139	17,500	△ 1,361	20,348	22,630	△ 2,281
合	計	26,174	26,706	△ 532	25,450	27,592	△ 2,142

- (注) 1.貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
  2.「社債」には、政府保証債、公社公団債、事業債が含まれます。

  - 3. 「その他」は、外国証券及び投資信託です。

# ■商品有価証券の種類別平均残高 該当ありません

#### ■売買目的有価証券 該当ありません

■子会社・子法人等株式および 関連法人等株式で時価のあるもの 該当ありません

## ■市場価格のない株式等及び組合出資金

		(単位:百万円)
	令和5年度	令和6年度
項目	貸借対照表 計上額	貸借対照表 計上額
非上場株式	18	18
全信組連出資金	584	584
合計	602	602
(1) \	1.20m A 1	W A = 1 ++ 1+ 1+ -

- (注)非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用 指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和 2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- ■金銭の信託、デリバティブ等商品 該当ありません
- ■信託業務

該当ありません

#### その他業務

#### 力同乡扶阪怀中纬

内国局省以奴关和	具			(単位	ī:百万円、件)	
項目		令和5	5年度	令和6年度		
		件数	金額	件数	金額	
送金•振込	仕向	45,575	20,870	47,573	23,608	
达壶"振込	被仕向	56,233	23,006	55,406	23,288	

#### 証券業務

### 公共債窓口販売実績

		(平位:117)
項目	令和5年度	令和6年度
国債	1,000	54,200

(注)販売実績は、受渡基準で記載しております。

#### ■自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。

発行主体:新潟大栄信用組合

コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:332百万円

#### ■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げを確実に実施してきたため、 和6年度末の自己資本比率は、28.58%と国内基準の4%を大幅に上回り、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた 業務推進を通じて得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えてお ります。

#### ■信用リスクに関する事項

#### 1. 信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクは、取引先の財務内容の悪化等により、貸出金等の資産価値が減少・消 減し当組合が損失を被るリスクのことです。当組合は信用リスクをはじめとしたリスク管理を経営の重要課題と位置づけ、「リスク管理に関する基本方針」の基で与信判断の指針等を「クレジット・ポリシー」に定め、組織全体に周知遵守を促すと共に、信用リスクを確実に認識・管理する態勢の構築に努めております。 信用リスクについては、小口多数取引の推進によるリスク分散を図りながら、特定業

種、大口与信先等さまざまな角度から資産内容を定期的に分析すると共に、定期的に 実施している資産自己査定に基づく貸倒引当金算定を通じて把握・管理しております。

各資産が保有する信用コストは、「資産自己査定実施規程」「償却・引当の計上基準 規定」に基づく資産自己査定を通じて個別に把握し、それらを基に債務者区分毎に計 算された貸倒実績率に基づく予想損失率を乗じ貸倒引当金として算定しております。 なお、資産自己査定、償却・引当の結果については、監事(公認会計士)による監査

を受けるなど適正な計上に努めております

#### 2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しており ます。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりませ 6

- ・(株)格付投資情報センター(R&I)
- ・(株)日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ(S&P)

#### ■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び 手続の概要

当組合では、リスク管理の観点から信用リスクを軽減する為の措置として、与信内容 に応じ預金担保、不動産担保、保証等による保全措置を講じております。個別の与信 判断においては、資金使途、返済財源、財務内容、経営環境等に加え、当組合では特に対人信用を重視しており、保全措置はあくまでも補完的な位置づけとしております。 担保・保証の取得においては、お客様に対し十分な説明を通じて契約内容の理解に努 めると共に、各担保・保証については「融資事務要領」「不動産評価調査のてびき」等に基づき、適切に評価・管理を行っております。

なお、バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法としては、適格金融資産担保として 当組合預金、政府関係機関の保証、適格格付機関が付与している格付により判定した 優良保証会社の保証が挙げられます。信用リスク削減手法適用における信用リスクの 集中状況は、同一エクスポージャーに偏ることなく、小口分散管理しております。

#### ■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

# ■証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化取引を行っておりません。

#### ■オペレーショナル・リスクに関する事項

#### 1. リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当組 合では、「リスク管理に関する基本規程」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備し ております。

特に、事務リスク管理については、「事務リスク管理規程」に基づき、本部・営業店が ・体となり、厳正な「事務取扱規程」等の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこ 、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取 組み、厳正な事務管理に努めております

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスク の所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査・さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に 努めております

その他のリスクについては、各種業務について、関係法令をはじめ規程等に照らし適 正であるかをコンプライアンス統括室が厳正なリーガルチェックを実施するとともに、必 要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っております。また、当組合は、コ ンプライアンス態勢の維持・改善を図りながら、人的リスクや危機管理体制等全般的な

リスクの把握と適正な管理に努めております。 オペレーショナル・リスクの計測に関しましては、令和5年度は基礎的手法、令和6年 度以降は、当面、標準的計測手法を採用することとしております。また、これらリスクに 関しては、必要に応じて経営陣に対し、理事会等を通じて報告する態勢を整備しており ます.

#### 2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

#### ·BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)、FC(金融商品要素)を合計し て算出しています。ILDC、SC、FCの額は信組告示第249条に定められた方法に基づき算 出しております。

#### ・ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、信組告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。 ・オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無 及びILMの算出から除外した特殊損失の有無 該当ありません。

### ■出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクス ポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場 株式、政策投資株式、不動産投資信託、全信組連等への出資金が該当します

そのうち、上場株式、不動産投資信託への投資は、「余資運用規程」に基づく投資枠での 取引に限定しており、厳格な運用・管理を行っております。上場株式、不動産投資信託にか かるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測に よって把握するとともに、市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠の遵守状況を、定期 的に経営陣へ報告しております

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「余資運用規程」、「市場 関連リスク管理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に 従った、適正な処理を行っております

#### ■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー に関する事項

#### ■金利リスクに関する事項

#### 1. リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益に対す る影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対 応を講じる態勢としております。

具体的には、金利リスクを含む市場リスク全体をALMシステム等により計測し、金利リスク については、BPV分析、VaR分析、IRRBB(ΔEVE)を用い、定期的に銀行勘定の金利リスク を算定し、常勤理事会に報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロール

に努め、将来の金利変動に対するリスク管理を厳格に行っております。 なお、当組合は、内部管理基準に基づく、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスクは、そのリスク量合計が、基本的項目(Tier1)から所要自己資本額(リスク・ア セットの額×4%)を控除した範囲内に十分収まっていることを前提とするリスク・コントロー を行っております。

#### 2. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

金利リスク算定の前提は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムを用いて、以 下の定義に基づいて計測しております。

Δ	EVEにおけるコア預金の取扱い					
	コア預金の考慮	保守的な前提の反映により考慮				
	流動性預金全体に占めるコア預金の割金	46.53%				
	コア預金に割り当てられた金利改定の平	2.5年				
	流動性預金に割り当てられた金利改定の	1.16年				
	流動性預金に割り当てられた最長の金利	改定満期	2.5年			
Δ	NIIにおけるコア預金の取扱い	保守的な前提の反映	<b>央により考慮</b>			
	EVE・Δ NIIにおける  定金利貸出の期限前返済の考慮	保守的な前提の反映により考慮				
	EVE・Δ NIIにおける 期預金の早期解約の考慮	保守的な前提の反映により考慮				
	EVE・ΔNIIにおける  定金利コミットメントラインの考慮	考慮していない				
複	数の通貨の集計方法およびその前提	1通貨円のみであり、それ以外の通貨は保 有していない				
内	部モデルの使用等	使用していない				
	<u>-</u>		<u> </u>			

	(単位:百万円)										
IRR	IRRBB1 金利リスク										
項		ΔΕ	VE	ΔΙ	NII						
番		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度						
1	上方パラレルシフト	2,407	2,332	231	289						
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0						
3	スティープ化	1,940	1,765								
4	フラット化										
5	短期金利上昇										
6	短期金利低下										
7	最大値	2,407	2,332	231	289						
$\overline{/}$		令和5年度	令和6年度								
8	自己資本の額	7,690	7,832								

# ■自己資本の構成に関する事項

- <u> </u>		(単位:日万円)
項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	7.742	7,872
うち、出資金及び資本剰余金の額	334	332
うち、利益剰余金の額	7,417	7,550
うち、外部流出予定額(△)	10	9
うち、上記以外に該当するものの額		_
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	128	142
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	128	142
うち、適格引当金コア資本算入額	_	_
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	7.870	8.014
	7,070	0,017
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1	3
うち、のれんに係るものの額		-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	3
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	-
適格引当金不足額		_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		_
前払年金費用の額	178	178
	170	170
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		_
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		_
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	_	_
特定項目に係る10パーセント基準超過額		_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	<del></del>	_
特定項目に係る15パーセント基準超過額		_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		_
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	179	182
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	7,690	7,832
リスク・アセット等(3)	.,000	7,002
信用リスク・アセットの額の合計額	24,363	26,118
	24,303	20,110
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		_
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		_
うち、上記以外に該当するものの額		_
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額		_
勘定間の振替分		_
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1.314	1,286
信用リスク・アセット調整額		-,200
フロア調整額		_
オペレーショナル・リスク相当額調整額	05.077	07.405
リスク・アセット等の額の合計額(二)	25,677	27,405
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	29.95%	28.58%

(単位:百万円)

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。

なお、当組合は国内基準を採用しております。

蓋然性方式(400%) フォールバック方式(1250%)

■自己資本の充実度に関する事項 (単位:百万円) 令和5年度 令和6年度 リスク・アセット等 所要自己資本額 リスク・アセット等 所要自己資本額 イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計 24,363 974 26,098 1,043 ① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー 24,363 974 26,098 1,043 現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 10 0 10 0 我が国の政府関係機関向け 59 2 49 1 0 0 地方三公社向け 20 20 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け 178 4,407 176 4,474 |第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 90 3 カバード・ボンド向け 法人等向け 10,008 400 4,580 183 中小企業等向け及び個人向け 2,505 100 中堅中小企業等向け及び個人向け 4,408 176 トランザクター向け 抵当権付住宅ローン 74 2 935 不動産取得等事業向け 37 不動産関連向け 3.347 133 自己居住用不動産等向け 2,123 84 賃貸用不動産向け 748 29 事業用不動産関連向け 474 18 その他不動産関連向け ADC向け 劣後債権及びその他資本性証券等 132 3,322 三月以上延滞等 131 5 延滞等向け 1,119 44 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 2 60 0 取立未済手形 0 0 235 信用保証協会等による保証付 269 10 9 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 241 9 出資等 出資等のエクスポージャー 241 9 重要な出資のエクスポージャー 株式等 2.690 107 上記以外 5,698 227 1,798 71 重要な出資のエクスポージャー 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外 10 251 10 251 部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャ 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目 584 23 584 23 の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー 45 38 1 1 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機 関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機 関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調 達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していないその他金 300 12 融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー 4,824 上記以外のエクスポージャ-192 616 24 証券化エクスポージャー STC要件適用部分 証 非STC要件適用部分 短期STC要件適用部分 不良債権証券化適用部分 STC·不良債権証券化適用対象外分 再証券化 ③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャ ルック・スルー方式 ート方式 蓋然性方式(250%)

(前ページよりつづく) (単位:百万円)

				(平位.口刀) 1/	
	令和!	5年度	令和6年度		
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額	
④ 未決済取引			_	_	
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	_	_	_	_	
⑥ CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)	_		_	_	
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー		_	_	_	
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	1,314	52	1,286	51	
BI			857		
BIC			102		
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	25,677	1,027	27,405	1,096	

- (注)1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
  - 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
  - 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府 及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
  - 4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
  - ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
  - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
  - 5. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
  - 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。
    - くオペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>
    - 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
    - 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
  - 7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
  - 8. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

# ■信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く) ○標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円) CCF・信用リスク削減効果適用前 CCF・信用リスク削減効果適用後 リスク・ウェ オン・ バランス 資産項目 オフ・ バランス 資産項目 イトの加重 信用リスク・ アセットの額 バランス 資産項目 ッフ バランス 資産項目 平均值(%) 令和6年度 現金 312 0.00 312 我が国の中央政府及び中央銀行向け 3,702 3,702 0.00 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 6,563 0.00 1 6,563 1 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 100 100 10 10.00 我が国の政府関係機関向け 3.32 1 502 1,502 49 地方三公社向け 909 909 20 2.20 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け .617 21.617 4.474 20.69 21 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 300 300 90 30.00 カバード・ボンド向け 法人等向け(特定貸付債権向けを含む) 13,539 246 13,479 24 4,580 33.91 特定貸付債権向け 中堅中小企業等向け及び個人向け 2,832 1,039 2,736 104 4,408 155.17 トランザクター向け 不動産関連向け 3.647 3.647 3.347 91.77 2,123 自己居住用不動産等向け 2,831 2,831 75.00 748 賃貸用不動産向け 499 499 150.00 事業用不動産関連向け 316 316 474 150.00 その他不動産関連向け ADC向け 劣後債権及びその他資本性証券等 3.322 3.322 3.322 100.00 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。) 938 0 937 0 1.119 119.00 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 60 60 60 100.00 取立未済手形 2 0 20.00 2.358 2.358 信用保証協会等による保証付 235 10.00 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 株式等 2,690 2,690 2,690 100.00 合計 24,319

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
  - 2.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
  - 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(単位:百万円)

エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー期末残高									
区分 業種区分			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		三月以上延滞 エクスポー ジャー	延滞 エクスポー ジャー	債	券	デリバテ	ィブ取引
残存期間区分	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
国内	64,031	65,068	16,510	17,075	334	1,649	23,257	23,653	_	_
国外	1,305	1,405	_	-		-	1,305	1,405	_	_
地域別合計	65,337	66,474	16,510	17,075	334	1,649	24,562	25,059		-
製造業	6,595	6,457	3,047	3,002	8	728	2,807	2,706		_
農業、林業	162	145	162	145	_	-	_	_	_	-
漁業	46	40	46	40	2	1	_	-	_	-
鉱業、採石業、砂利採取業	_	-	_	-	_	-	_	_	_	-
建設業	2,482	2,309	2,282	2,109	88	351	199	199	_	-
電気、ガス、熱供給、水道業	2,459	2,610		2		-	2,407	2,507		-
情報通信業	1,321	1,407	14	13	_	-	1,194	1,296	_	-
運輸業、郵便業	1,972	1,952	247	229	18	65	1,701	1,701		-
卸売業、小売業	2,522	2,466	1,012	957	42	101	1,509	1,509	_	_
金融業、保険業	23,516	23,922		-		-	2,208	2,609		-
不動産業	3,967	4,205	746	989		65	3,220	3,216		_
物品賃貸業		-		_		-		-		_
学術研究、専門・技術サービス業	249	202	249	202		-		-		-
宿泊業	652	627	652	627		81		-		_
飲食業	267	269	267	269	2	35		_		_
生活関連サービス業、娯楽業	549	515	549	515		-		-		_
教育、学習支援業	100	-		-		-	100	-		-
医療、福祉		-		_		-		-		_
その他のサービス	567	660	367	359	0	0	200	301		_
その他の産業		_		-		-		_		_
国·地方公共団体等	11,791	12,780	2,776	3,766		-	9,012	9,012		_
個人	4,080	3,845	4,080	3,845	171_	215		_		_
その他	2,030	2,054	5	_		_		_		_
業種別合計	65,337	66,474	16,510	17,075	334	1,649	24,562	25,059		_
1年以下	16,962	10,419	2,440	1,526			502	1,004		_
1年超3年以下	4,145	9,411	1,639	1,781			1,204	1,816		_
3年超5年以下	9,459	11,244	1,938	1,788			2,422	3,108		-
5年超7年以下	5,592	4,909	2,681	2,399			2,910	2,407		_
7年超10年以下	8,015	10,176	2,618	2,589			5,278	7,586		-
10年超	16,994	14,405	4,751	5,270			12,243	9,135		_
その他	4,168	5,906	440	1,719				_		_
残存期間別合計	65,337	66,474	16,510	17,075			24,562	25,059		_

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス 取引の与信相当額の合計です。
  - 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
  - 3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
  - ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
  - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

  - 8. 上記業種区分欄の「その他」は、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
    5. 上記業種区分欄の「その他」は、残存期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には期間の定めが無い現金・貸出金、延滞貸出金(最終期限経過・3ヶ月以上延 滞)、有形固定資産等が含まれます。
  - 6. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
  - 7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### 〇一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

						(単位:百万円)
	期首残高	当期増加額	当期》	期末残高		
		州日次同	<b>当</b> 为 与 加 伯	目的使用	その他	州 个 次 同
一般貸倒引当金	令和5年度	93	128		93	128
似貝封刀曰亚	令和6年度	128	142	_	128	142
個別貸倒引当金	令和5年度	659	630	37	622	630
凹列貝封기크亚	令和6年度	630	723	8	621	723
	令和5年度	753	758	37	715	758
合 計	令和6年度	758	865	8	749	865

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外引当金勘定」に係る引当は行っておりません。

(単位:百万円)

			4	を出る	額及び与	一层折	当好の	合計媒	(CCE	. /= E	ヨリフカ当	小成为后	世 南田 2	後)		
个和6年度	0		10	15	20	25	30	31.25	35	37.5	_	43.75	_	50	56.25	5 60
11μ0∓ <i>I</i> Σ	%		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
現金		12	-	-		-	-	-	-	-				-	70	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,7		_	_	_	_	_	_	_	_				_	_	
外国の中央政府及び中央銀行向け	0,7	_	_	_	_	_	_	_	_	_				_	_	_
国際決済銀行等向け		_	_				_		_	_				_	_	_
我が国の地方公共団体向け	6,5	61														+-
	0,5	04														+
外国の中央政府等以外の公共部門向け   国際開発銀行向け		_					_	_	_				_	_		1
		_	100				_	_	_			_	_	_		4 -
地方公共団体金融機構向け	1.0	-	100	_		_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	1
我が国の政府関係機関向け	1,0	02	499	-	-		_		_	_				_	_	
地方三公社向け		-	_	-	909		4 505	_	_	-	-		_	_	_	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		-	_	_	20,111	_	1,505	_	_	_	_		_	_	_	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		-	_	_	_	_	300	_	_	_	_		_	_	_	
カバード・ボンド向け		_	-	_	-	_	_	_	_	-		-	_		_	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)		_	-	_	2,999	_	_	_	_	-		-	_	7,918	_	
特定貸付債権向け		-	_	-	_	-	_	_	_	-	-		_	_	_	
中堅中小企業等向け及び個人向け		-	-	-	_	_	_	_	_	_				385	-	
トランザクター向け		-	-	-	_	_	_	_	_	-		-		-	_	
不動産関連向け		-	-	-	_	_	_	-	_	-				-	-	
自己居住用不動産等向け		-[	-	-		_	_	_						_		
賃貸用不動産向け		-	_	-	_	_		_	_	-				_	-	-   -
事業用不動産関連向け		-	-	-	-	-	_	_	_	_				_	_	
その他不動産関連向け		-	_	-	_	_	_	_	_	_				_	_	
ADC向け		-	-	-	_	-	_	-	_	-	-			-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等		-	_	_	_	_	_	_	_	_	-			_	_	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		_	_	_	_	_	_	_	_	_				44	_	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		_	_	-	_	_	_	_	_	_	-			_	_	
取立未済手形		_	-	_	2	_	_	_	_	_				_	_	
信用保証協会等による保証付		_	2,358	_		_	_	_	_	_				_	_	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		_	_	_	_	_	_	_	_	_				_	_	
株式等		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_			_	_	
合計	11,5	82	2,959	_	24,023	_	1,505		_	_				8.348	_	
	,	02		多産σ					頁(CCF	信月	用リスクに	削減効.	果適用		l .	
				_	額及び		当額σ	合計額						後)		
令和6年度	62.5	70 %		資産の 80 %		与信札			頁(CCF 105 %	·信月 110 %	用リスクi 113 %	削減効: 150 %	果適用 250 %	後)	その	合計
	62.5	70	75	80	·額及び- 85	与信札 90	当ágσ 93.75	合計額 100	105	110	113	150	250	後) 400		
現金	62.5	70	75	80	·額及び- 85	与信札 90	当ágσ 93.75	合計額 100	105	110	113	150	250	後) 400	その	312
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け	62.5	70	75 % —	80	·額及び- 85	与信札 90	当ágσ 93.75	合計額 100	105	110	113	150	250	後) 400	その	
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け	62.5 %	70 % -	75 % —	80	·額及び- 85	与信札 90	当ágσ 93.75	合計額 100	105	110	113	150	250 % – –	後) 400	その	312
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け	62.5 %	70 % -	75 % —	80	·額及び- 85	与信札 90	当ágσ 93.75	合計額 100	105	110	113	150	250 % – –	後) 400 % - -	その	312 3,702 -
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け	62.5 %	70 % - -	75 % - - - -	80	·額及び- 85	与信札 90	当ágσ 93.75	合計額 100	105	110	113	150	250 % – –	後) 400 % - -	その	312
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け	62.5 %	70 % - -	75 % ———————————————————————————————————	80	·額及び- 85	与信札 90	当ágσ 93.75	合計額 100	105	110	113	150	250 % – –	後) 400 % - -	その	312 3,702 -
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け	62.5 %	70 %	75 %	80	·額及び- 85	与信札 90	当ágσ 93.75	合計額 100	105	110	113	150	250 % – –	後) 400 % - -	その	312 3,702 - - 6,564 -
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け	62.5 %	70 %	75 96	80	·額及び- 85	与信札 90	当ágσ 93.75	合計額 100	105	110	113	150	250 % – –	後) 400 % - -	その	312 3,702 - - 6,564 - - 100
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け	62.5 %	70 %	75 96	80	·額及び- 85	与信札 90	当ágσ 93.75	合計額 100	105	110	113	150	250 % – –	後) 400 % - -	その	312 3,702 - - 6,564 - - 100 1,502
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け	62.5 %	70 %	75 96	80	·額及び- 85	与信札 90	当ágσ 93.75	合計額 100	105	110	113	150	250 % – –	後) 400 % - -	その他	312 3,702 - - 6,564 - - 100 1,502 909
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	62.5 %	70 %	75 96	80	·額及び- 85	与信札 90	当ágσ 93.75	合計額 100	105	110	113	150	250 % – –	後) 400 % - -	その他	312 3,702 - - 6,564 - - 100 1,502 909 21,617
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	62.5 %	70 %      	75 %	80	·額及び- 85	与信札 90	当ágσ 93.75	合計額 100	105	110	113	150	250 % – –	後) 400 % - -	その他	312 3,702  6,564  100 1,502 909 21,617
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け カバード・ボンド向け	62.5 %	70 %	75 %	80	額及び- 85 % - - - - - - - - - - - - - - - -	与信札 90	当ágσ 93.75	合計額 100	105	110	113	150	250 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	後) 400 % - - - - - - - - - - - - -	その他	312 3,702 
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け カバード・ボンド向け 法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	62.5 %	70 %      	75 %	80	·額及び- 85	与信札 90	当ágσ 93.75	合計額 100	105	110	113	150	250 % – –	後) 400 % - - - - - - - - - -	その他	312 3,702 
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け カバード・ボンド向け 法人等向け(特定貸付債権向けを含む) 特定貸付債権向け	62.5 %	70 %	75 %	80 % 	額及びよ 85 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	与信札 90	当ágσ 93.75	9合計額 100 % - - - - - - - - - - -	105	110	113	150	250 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	後) 400 % - - - - - - - - - - - - -	その他	312 3,702 
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け カバード・ボンド向け 法人等向け(特定貸付債権向けを含む) 特定貸付債権向け	62.5 %	70 %	75 %	80 % 	額及び- 85 % - - - - - - - - - - - - - - - -	与信札 90	当ágσ 93.75	合計額 100	105	110	113	150	250 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	後) 400 % - - - - - - - - - - - - -	その他	312 3,702 
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け カバード・ボンド向け 法人等向け(特定貸付債権向けを含む) 特定貸付債権向け 中堅中小企業等向け及び個人向け トランザクター向け	62.5 %	70 %	75 % 	80 % 	額及びよ 85 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	与信札 90	当ágσ 93.75	9合計額 100 % - - - - - - - - - - -	105	110	113	150 % 	250 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	後) 400 % - - - - - - - - - - - - -	その他	312 3,702 
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け カバード・ボンド向け 法人等向け(特定貸付債権向けを含む) 特定貸付債権向け 中堅中小企業等向け及び個人向け トランザクター向け 不動産関連向け	62.5 %	70 %	75 % 	80 % 	額及び- 85 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	与信札 90	当ágσ 93.75	9合計額 100 % - - - - - - - - - - -	105	110	113	150	250 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	後) 400 % - - - - - - - - - - - - -	その他	312 3,702 
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け カバード・ボンド向け 法人等向け(特定貸付債権向けを含む) 特定貸付債権向け 中堅中小企業等向け及び個人向け トランザクター向け 不動産関連向け 自己居住用不動産等向け	62.5 % 	70 %	75 % 	80 % 	額及び- 85 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	与信札 90	当ágσ 93.75	9合計額 100 % - - - - - - - - - - -	105	110	113 %	150 % 	250 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	後) 400 % - - - - - - - - - - - - -	その他	312 3,702 
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け カバード・ボンド向け 法人等向け(特定貸付債権向けを含む) 特定貸付債権向け 中堅中小企業等向け及び個人向け トランザクター向け 不動産関連向け 自己居住用不動産等向け 賃貸用不動産向け	62.5 %	70 %	75 % 	80 % 	額及び- 85 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	与信札 90	当ágσ 93.75	9合計額 100 % - - - - - - - - - - -	105	110	113	150 % 	250 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	後) 400 % - - - - - - - - - - - - -	その他	312 3,702 
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け カバード・ボンド向け 法人等向け(特定貸付債権向けを含む) 特定貸付債権向け 中堅中小企業等向け及び個人向け トランザクター向け 不動産関連向け 「自己居住用不動産等向け 賃貸用不動産向け 事業用不動産関連向け	62.5 % 	70 %	75 % 	80 % 	85 % 85 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	与信札 90	当ágσ 93.75	9合計額 100 % - - - - - - - - - - -	105	110	113 %	150 % 	250 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	後) 400 % - - - - - - - - - - - - -	その他	312 3,702 
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け カバード・ボンド向け 法人等向け(特定貸付債権向けを含む) 特定貸付債権向け 中堅中小企業等向け及び個人向け トランザクター向け 不動産関連向け 10日 日こ居住用不動産等向け 賃貸用不動産同け 事業用不動産関連向け その他不動産関連向け	62.5 % 	70 %	75 % 	80 % 	額及び- 85 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	与信札 90	当ágσ 93.75	9合計額 100 % - - - - - - - - - - -	105	110	113 %	150 % 	250 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	後) 400 % - - - - - - - - - - - - -	その他	312 3,702 
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け カバード・ボンド向け 法人等向け(特定貸付債権向けを含む) 特定貸付債権向け 中堅中小企業等向け及び個人向け トランザクター向け 不動産関連向け 「自己居住用不動産等向け 賃貸用不動産関連向け その他不動産関連向け その他不動産関連向け ADC向け	62.5 % 	70 %	75 % 	80 % 	85 % 85 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	与信札 90	当ágσ 93.75	9合計額 100 % - - - - - - - - - - -	105	110	113 %	150 %	250 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	後) 400 % - - - - - - - - - - - - -	その他	312 3,702 
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け カバード・ボンド向け 法人等向け(特定貸付債権向けを含む) 特定貸付債権向け 中堅中小企業等向け及び個人向け トランザクター向け 不動産関連向け 自己居住用不動産等向け 賃貸用不動産関連向け その他不動産関連向け その他不動産関連向け 名DC向け 劣後債権及びその他資本性証券等	62.5 % 	70 %	75 % 	80 % 	85 % 85 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	与信札 90	93.75 96 	D合計名 100 % 	105	110	113 %	150 %	250 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	後) 400 % - - - - - - - - - - - - -	その他	312 3,702 
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 我が国の地方公共団体向け 教が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け カバード・ボンド向け 法人等向け(特定貸付債権向けを含む) 特定貸付債権向け 中堅中小企業等向け及び個人向け トランザクター向け 不動産関連向け 自己居住用不動産等向け での他不動産関連向け その他不動産関連向け 名DC向け 劣後債権及びその他資本性証券等 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	62.5 % 	70 %	75 % 	80 % 	85 % 85 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	与信札 90	当ágσ 93.75	D合計名 100 % 	105	110	113 %	150 %	250 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	後) 400 % - - - - - - - - - - - - -	その他	312 3,702 6,564 1,502 909 21,617 300 
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 我が国の地方公共団体向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け カバード・ボンド向け 法人等向け(特定貸付債権向けを含む) 特定貸付債権向け 中堅中小企業等向け及び個人向け トランザクター向け 不動産関連向け 自己居住用不動産等向け その他不動産関連向け その他不動産関連向け 名DC向け 劣後債権及びその他資本性証券等 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	62.5 % 	70 %	75 % 	80 % 	<ul><li>額及び・</li><li>85</li><li>%</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-&lt;</li></ul>	与信札 90	93.75 96 	D合計名 100 % 	105	110	113 %	150 %	250 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	後) 400 % - - - - - - - - - - - - -	その他	312 3,702 
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 我が国の地方公共団体向け 教が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け カバード・ボンド向け 法人等向け(特定貸付債権向けを含む) 特定貸付債権向け 中堅中小企業等向け及び個人向け トランザクター向け 不動産関連向け 自己居住用不動産等向け その他不動産関連向け その他不動産関連向け 名のと向け 多後債権及びその他資本性証券等 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 取立未済手形	62.5 % 	70 %	75 %	80 % 	<ul><li>額及び・</li><li>85</li><li>%</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-&lt;</li></ul>	与信札 90	93.75 96 	D合計名 100 % 	105	110	113 %	150 %	250 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	後) 400 % - - - - - - - - - - - - -	その他	312 3,702 6,564 
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け カバード・ボンド向け 法人等向け(特定貸付債権向けを含む) 特定貸付債権向け 中堅中小企業等向け及び個人向け トランザクター向け 不動産関連向け 自己居住用不動産等向け (質用不動産関連向け をの他不動産関連向け をの他不動産関連向け 名DC向け 劣後債権及びその他資本性証券等 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	62.5 % 	70 %	75 %	80 % 	<ul><li>額及び・</li><li>85</li><li>%</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-&lt;</li></ul>	与信札 90	93.75 96 	D合計名 100 % 	105	110	113 %	150 %	250 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	後) 400 % - - - - - - - - - - - - -	その他	312 3,702 6,564 1,502 909 21,617 300 - 13,504 2,840 - 3,647 2,831 499 316 - 3,322 937 60
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 我が国の地方公共団体向け 教が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け カバード・ボンド向け 法人等向け(特定貸付債権向けを含む) 特定貸付債権向け 中堅中小企業等向け及び個人向け トランザクター向け 不動産関連向け 自己居住用不動産等向け その他不動産関連向け その他不動産関連向け 名のと向け 多後債権及びその他資本性証券等 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 取立未済手形	62.5 % 	70 %	75 % 	80 % 	<ul><li>額及び・</li><li>85</li><li>%</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-&lt;</li></ul>	与信札 90	93.75 96 	D合計名 100 % 	105	110	113 %	150 %	250 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	後) 400 % - - - - - - - - - - - - -	その他	312 3,702 6,564 1,502 909 21,617 300 - 13,504 2,840 - 3,647 2,831 499 316 - 3,322 937 60
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 理際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 本のは、第一種金融商は 第二番のは 第二番を 第二番のは	62.5 %	70 %	75 % 	80 % 	<ul><li>額及び・</li><li>85</li><li>%</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-&lt;</li></ul>	与信札 90	93.75 96 	D合計名 100 % 	105	110	113 %	150 %	250 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	後) 400 % - - - - - - - - - - - - -	その他	312 3,702 6,564 1,502 909 21,617 300 
現金 我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方公共団体金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 「第一種金融商品取引業者及び保険会社向け 「大一ド・ボンド向け 法人等向け(特定貸付債権向けを含む) 「特定貸付債権向けを含む)「特定貸付債権向け 中堅中小企業等向け及び個人向け 「トランザクター向け 不動産関連向け 「自己居住用不動産等向け 「賃貸用不動産関連向け その他不動産関連向け その他不動産関連向け 名DC向け 劣後債権及びその他資本性証券等 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。) 自己居住用不動産等向に「自己居住用不動産等向けを除く。) 自己居住用不動産等向に「自己居住用不動産等のは、多後債権及びその他資本性証券等	62.5 %	70 %	75 %6	80 % 	額及び- 85 % - - - - - - - - - - - - - - - - - -	与信札 90	93.75 96 	D合計名 100 % 	105	110	113 %	150 %	250 %	後) 400 % - - - - - - - - - - - - -	その他	312 3,702 6,564 1,502 909 21,617 300  13,504  2,840  3,647 2,831 499 316  3,322 937 60 22,358

<sup>(</sup>注) 最終化されたバーゼル皿の適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

# ○業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

		個別貸倒引当金										
区分	期首	残高	当期增	曾加額	目的		載少額 その	D他	期末	残高	貸出金	食償却
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
製造業	370	374	374	370		_	370	374	374	370		_
農業、林業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	-
漁業	_	2	2	1	_	_	_	2	2	1	_	-
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
建設業	104	100	100	155		-	104	100	100	155	_	-
電気・ガス・熱供給・水道業		_		-		-		_		-		_
情報通信業		_		_		_		_		_		_
運輸業、郵便業	18	18	18	21		-	18	18	18	21		_
卸売業、小売業	27	30	30	82		_	27	30	30	82		_
金融業、保険業		_		_		-		_		-		_
不動産業		_		_		_		_		_		_
物品賃貸業		_		_		-		_		-		_
学術研究、専門・技術サービス業		_		_		_		_		_		_
宿泊業		6	6	_		6		0	6	-		_
飲食業	2	13	13	10		2	2	11	13	10		_
生活関連サービス業、娯楽業	52	_		_	37	_	14	_		_		_
教育、学習支援業		_		_		_		_		_		_
医療、福祉		_		_		_		_		_		_
その他のサービス	0	0	0	0		_	0	0	0	0		_
その他の産業		_		_		-		_		-		-
国·地方公共団体等		_		_		-		_		_		-
個人	82	84	84	81		_	82	84	84	81		_
合計	659	630	630	723	37	8	622	621	630	723		_

<sup>(</sup>注)1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

### ○リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

		(T-12-13-13)						
告示で定める	エクスポージャーの額							
リスク・	令和5	5年度						
ウエイト区分	格付適用有り	格付適用無し						
0%		11,650						
10%		3,465						
20%	24,438	106						
35%		213						
50%	10,538	236						
75%	_	3,108						
100%	1,208	10,201						
150%	_	52						
250%		115						
1,250%	_	_						
その他		_						
合 計	36,185	29,152						

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
  - 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
  - 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、 CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円) 令和6年度

令和6年度											
告示で定める	CCF・信用リスク	削減効果適用前	CCFの	資産の額及び与信							
リスク・	オン・バランス	オフ・バランス	加重平均值	相当額の合計額 (CCF・信用リスク							
ウエイト区分	資産項目	資産項目	(%)	削減効果適用後)							
40%未満	40,069	1	100.00	40,070							
40%~70%	8,356		_	8,348							
75%	4,482	1,018	10.06	4,497							
80%	_		_	_							
85%	2,620	246	10.00	2,585							
90%~100%	1,333	20	10.00	1,335							
105%~130%	_	_	_	_							
150%	4,546	0	10.00	4,546							
250%	2,690	_	_	2,690							
400%	_	_	_	_							
1,250%	_			_							
その他	_										
合 計	64,100	1,286	10.12	64,074							
(12) 4 = (5 !! ) 1		Mr. 4	-1								

- (注) 1. 最終化されたパーゼル皿の適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載 しておりません。
  - 2.「CCF」とは、オフバランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです
  - 3.「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前の オフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャー のオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

<sup>2.</sup> 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■信用リスク削減手法に関する事項 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

[信用リスク削減于法か週用されたエクスホー	(	単位:百万円)				
信用リスク削減手法	適格金融			証	クレジット・ラ	デリバティブ
ポートフォリオ	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	158	156	2,215	387	_	_
①ソブリン向け	_	_	1,812	1,811		_
②金融機関向け	_	_	_	_	_	_
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		_		_		_
③カバード・ボンド		_		_		_
④法人等向け	51	-	51	_	_	_
⑤中小企業等・個人向け	103	60	389	22		_
⑥中堅中小企業・個人向け		95		362		
⑦抵当権付住宅ローン			0			
⑧不動産取得等事業向け						
⑨不動産関連向け		_		_		_
自己居住用不動産等向け		_		_		_
賃貸用不動産向け		_		_		_
事業用不動産関連向け		_		_		_
その他不動産関連向け		_		_		_
ADC向け		_		_		_
⑩劣後債権及びその他資本性証券等		_		_		
⑪三月以上延滞等			1			
②延滞等向け		0		2		_
③自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		_		_		_
④出資等						
出資等のエクスポージャー						
重要な出資のエクスポージャー						
⑤株式等		_		_		_
16その他	4	_	11	_		_

<sup>(</sup>注)1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

#### ■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 該当ありません

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません

# ■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

<u> </u>	. <u>O.时佃寺</u>			(単位:百万円)			
区分	令和5	5年度	令和6年度				
四月	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価			
上場株式等	2,407	2,407	1,418	2,465			
非上場株式等	602		602	-			
合計	2,425	2,407	2,483	2,465			

#### 〇出資等又は株式等エクスポージャーの売却

OH 2 (17/16)   17/11   7 ( 17/14)						
及び償却に伴う損益	(単位:百万円)					
区分	令和5年度	令和6年度				
売却益	199	302				
売却損	_	12				
償却		_				

○貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない

評価預益の額		(単位:百万円)
区分	令和5年度	令和6年度
評価損益	226	△ 207

<sup>(</sup>注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他 有価証券の評価損益です。

○貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 該当ありません

# ■リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項

該当ありません

<sup>2.</sup>上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証された

エクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

<sup>3.「</sup>その他」とは、①~⑤に区分されないエクスポージャーです。具体的には、個人(個人事業主を含む)向けの一定金額以上のエクスポージャーです。

<sup>(</sup>注)損益計算書における損益の額を記載しております。

### 不良債権の状況

# 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

	(単	位	:	百	万	P	٩.	%)	
--	----	---	---	---	---	---	----	----	--

								<u>   四. 日カロ、70/</u>
	区 分		残高 (A)	担保•保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産	更生債権及び	令和5年度	246	54	192	246	100.0	100.0
これ	らに準ずる債権	令和6年度	306	59	247	306	100.0	100.0
在除	 :債権	令和5年度	1,008	349	438	788	78.1	66.6
心陕	.门艮1往	令和6年度	1,114	384	475	860	77.2	65.2
西竺	理債権	令和5年度	214	80	50	131	61.0	37.5
女日	<b>生</b> 限惟	令和6年度	327	142	52	194	59.4	28.1
= F		令和5年度	17	6	4	10	61.0	37.5
-	7以工 些 市	令和6年度	2	0	0	1	59.4	28.1
<b>岱山</b>	出条件緩和債権	令和5年度	196	74	46	120	61.0	37.5
貝口	山木叶板作順惟	令和6年度	325	141	51	193	59.4	28.1
小	計	令和5年度	1,468	484	680	1,165	79.3	69.1
۸,۱,	П	令和6年度	1,748	586	775	1,362	77.9	66.7
正常債権	<b>唐</b> 坛	令和5年度	15,040					
正市	1貝1住	令和6年度	15,198					
合	計	令和5年度	16,509					
	ĀI	令和6年度	16,946					

- 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるも のを除く。)です。
- 3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び 4に掲げるものを除く。)です
- 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
- 7.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証等による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上 されるものです。
- 10.金額は決算後(償却後)の計数です。

#### 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の状況

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	246	306	60
危険債権	1,008	1,114	105
要管理債権	214	327	112
三月以上延滞債権	17	2	△ 15
貸出条件緩和債権	196	325	128
小 計	1,468	1,748	279
正常債権	15,040	15,198	157
合 計	16,509	16,946	436
不良債権比率	8.89%	10.31%	+ 1.42pt

### 貸出金償却額

(単位:千円) 区分 令和5年度 令和6年度 貸出金償却

#### 偶発損失引当金

(単位:千円) 区分 令和5年度 令和6年度 偶発損失引当金 924 878

# 貸倒引当金の内訳

(単位:千円)

区分	令和:	5年度	令和6年度		
	期末残高	増減額	期末残高	増減額	
一般貸倒引当金	128,030	34,189	142,463	14,432	
個別貸倒引当金	630,678	△ 28,512	723,064	92,386	
合 計	758,708	5,677	865,527	106,818	

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

#### 不良債権の状況

# 「資産自己査定の債務者区分」と「金融再生法開示債権」・「リスク管理債権」の関係及び償却・引当方針

	資産自己査定 対象債権:総与信)	リスク管理債権·金融再生法開示債権 (対象債権:総与信)	賞却・引当方針	
	債務者区分	区分		
	破綻先	破産更生債権及び	個 直 別 接 貸 担保・保証等保全のない部分に100%を償却・引	当
	実質破綻先	これらに準ずる債権	償 倒	_
	破綻懸念先	危険債権	却 引	
要注意先	要管理先	要管理債権(貸出金) 三月以上延滞債権 貸出条件緩和債権	ー 過去の貸倒実績と将来見込みに係る必要な修了 般 年分の予想損失額を引当 貸	正を加え、今後3
意			貸	
先	その他要注意先	正常債権	倒 引 過去の貸倒実績と将来見込みに係る必要な修订	正を加え、今後1
	正常先		当年分の予想損失額を引当年分の予想損失額を引当	

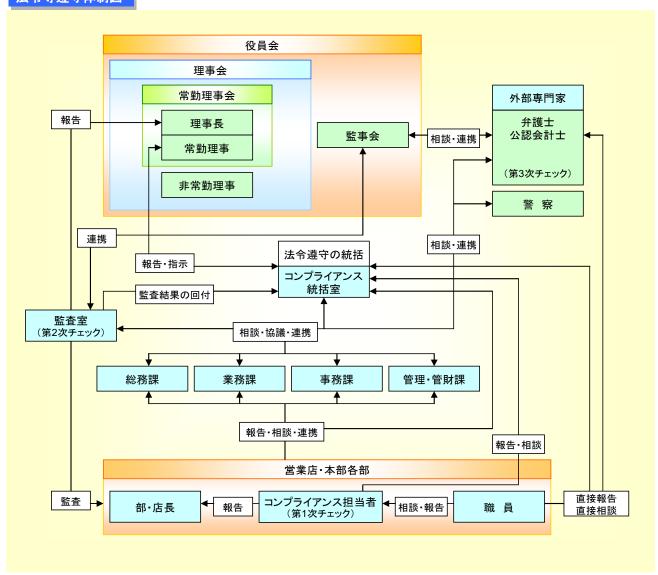
※総与信とは、貸出金と貸出金に準ずる債権(貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金、債務保証見返)を含んだ合計額です。

# コンプライアンス(法令遵守)体制

当組合は、コンプライアンス体制の徹底を経営の最重要課題と位置付け、その体制整備充実を図っております。

各部店では部店長他を「コンプライアンス担当者」として任命し、コンプライアンス問題の未然防止、問題の早期発見や職員のコンプライアンスに関する相談等への対応を行っております。コンプライアンス統括室では、常勤理事会の指示するところによりコンプライアンスの推進を図っております。このほか全職員に配布した「コンプライアンス・マニュアル」をもとに、集合研修等を実施するなどコンプライアンスの周知・徹底を図り、役職員の高い倫理観と遵法精神の啓蒙に努めております。

#### 法令等遵守体制図



#### コンプライアンス(法令遵守)体制

#### 反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備

当組合は、信用組合の持つ社会的責任と公共的使命を果たすため、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定しました。反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、断固たる態度でその関係を遮断し排除していくことにより、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性の確保に努めています。

また、基本方針を具現化するため、信用組合取引約定書や各種預金規定に反社会的勢力の排除条項を盛込んでいくなどの態勢整備を図っています。

#### 反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、 これを遵守します。

- 1. 組織としての対応
  - 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 2. 外部専門機関との連携
  - 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連 携関係を構築します。
- 3. 取引を含めた関係の遮断
  - 当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識するとともに、コンプライアンスを徹底するため、組織全体として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 4. 有事における民事と刑事の法的対応
  - 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
- 5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止 当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

#### リスク管理体制

当組合は、リスク管理体制の徹底を最重要経営課題として位置付け、総合的なリスク管理の基本方針として「リスク管理に関する基本方針・規程」を定めております。

これに基づき当組合が管理してゆくリスクの種類や各リスク管理部署等の組織と役割及びリスク管理の内容を「リスク管理規程」及び「統合的リスク管理規程」で具体的に定め、金融自由化の進展、金融技術の革新、金融商品の多様化などに伴い増加するリスクに対応する為の管理態勢強化に努めております。

#### ■信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金などの資産価値が減少あるいは消滅し損失を被るリスクのことです。

当組合では、「信用リスク管理規程」において中小零細企業、地域社会の健全な発展に繋がる融資を与信判断の指針として掲げ、信用リスク管理態勢の充実強化に取り組んでおります。

与信判断においては、申込者の信用力等を総合的に考慮しながら、特定の取引先・業種に偏重することの無い小口多数主義の融資に努めると共に、各部署が連携しながら大口与信先を初めとした与信先のモニタリングに努めております。また、リスク管理の状況を定期的に全常勤理事に報告を行うことにより厳正な管理に努めております。

また、各資産については、毎年「資産自己査定実施規程」(9月期においては簡易手法)に基づく資産自己査定を実施しており、本部資産自己査定室における第2次査定、本部監査室における内部監査に加え、監事(公認会計士)による監査を実施することにより、適正な償却・引当に努めております。

#### ■市場リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場リスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当組合では、市場リスク管理の運営及び手法等について「市場関連リスク管理基準」を定め、市場取引が健全に行われるようポジション枠等の設定など 一定のリスクテイクを行いながら、安定的な収益を上げることを基本的スタンスとしております。また、リスク管理の状況を定期的に常勤理事会に報告を行う ことにより金利や価格変動に機動的に対応すると共に、自己資本に見合った適正なリスク・リミット、ポジション枠を遵守することにより、市場関連リスクの厳 正な管理に努めております。

# ■流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱等により通常の取引が不能となることで損失を被ったり、風評等で資金繰りに支障をきたすリスクのことです。

本部事務課が日常の資金繰りを行っており、また、本部総務課が流動性リスク全体の管理を行い牽制機能が十分発揮できる体制を整備しております。資金繰り管理では、日次または月次の資金繰り見通しを作成し、調達可能額や流動性資産の把握、大口資金の期日集中の確認などに努め、資金繰りの状況を常動理事会に報告し、不測の事態に万全を期しております。

#### ■オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクです。

#### ■事務リスク管理

事務リスクとは、事務上のミスや不正により損失を受けるリスクのことです。

当組合では、事務リスクの発生を未然に防ぐための体制面の強化とともに、内部牽制機能の充実に努めております。本部監査室において全店の臨店監査を年1回以上実施するほか、営業店において毎月自店検査を実施しており、事務水準の向上、事故防止、業務運営の適正化を図っております。

#### ■システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止や誤作動などにより損失を被るリスクのことです。

当組合は、信組共同センター(SKC)を利用していますが、SKCでは、万が一障害や災害が発生した場合には、損失を極小化できるようバックアップシステムを構築し、早期回復に向けた訓練を実施しております。また、顧客データに関しては、個人情報保護管理規程に基づきお客様の情報は適正な方法で入手し厳正な管理・運営体制により取り扱うなど、情報の漏洩防止に努めております。

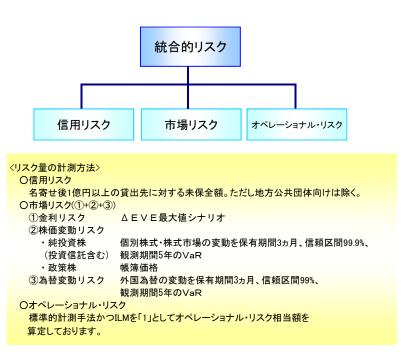
■その他オペレーショナル・リスク(法務リスク・人的リスク・有形資産リスク)

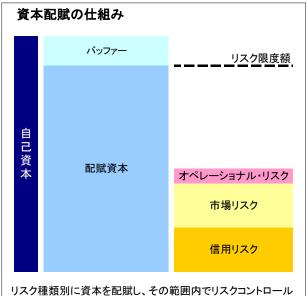
当組合では、各種業務内容が、関係法令をはじめ規程等に照らし適正であるかをコンプライアンス統括室において厳正にリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っております。また、当組合は、コンプライアンス態勢の維持・改善を図りながら、人的リスクや危機管理体制等全般的なリスクの把握と適正な管理に努めております。

# リスク管理体制

#### ■統合的リスク管理

当組合は、資本配賦運営に関する方針を定め、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクといった異なる種類のリスクを計量化し、これを経営体力(自己資本)の範囲内にコントロールするリスク管理を実施しております。具体的には、当組合の自己資本額からバッファーを除いた額をリスク資本配賦額(リスク限度額)として、一定額を市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクの各部門に配賦し、この配賦額と各部門のリスク相当額を比較することによりリスクをコントロールしております。

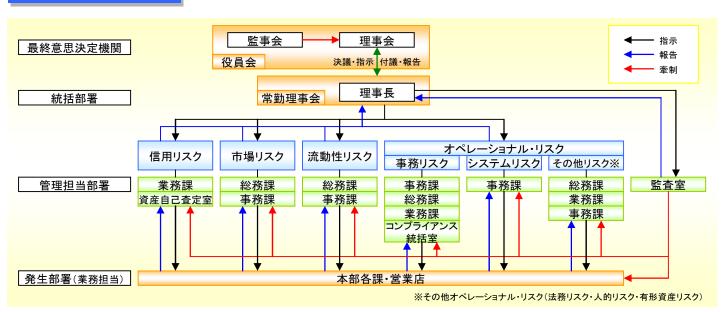




#### ■内部監査体制

当組合では、本部監査室において「年度監査計画」を策定し、全ての業務部署を対象とした内部監査を年1回以上実施することにより、内部管理態勢の適切性、有効性を客観的見地から検証・改善提言を行い、当組合の健全性の確保と経営効率の向上に取り組んでおります。

#### リスク管理に関する体系図



#### 役員一覧

(今和7年6日末租在)

			(です)	山/年6月木	- 現仕 /
		ゃ	ī	ひで	お
理事長	〔代表理事〕	八	子	英	雄
	〔代表理事〕	わか	ばやし	ふみ	お
専務理事	〔総務部長〕 〔コンプライアンス統括室長〕	若	林	文	夫
24. 75 TO -1-	〔代表理事〕	おお	<i>t</i> =<		とおる
常務理事	〔業務部長〕	大	宅		徹
理 事	〔業務部長〕	なし	₽F		あつし
在 Ŧ	(未初即及)	梨	本		篤
理 事	[本店営業部長]	は	せが		ひと
	( ) /	長	谷」		人
理 事	〔事務部長〕	ほん	ま	せい	ľ
		本	間	誠	
理 事	〔非常勤〕	たか	はし	のぶ	ゆき
· _ ,·	〔弁護士〕	高	橋	信	行
常勤監事		<u>ځ</u>	-	74 EL	ひこ
巾扒皿于		<u>宇</u>	佐 🖠	<b>美</b> 敏	彦
監 事	〔非常勤〕	なか	やま	ゆき	お
血 尹	[公認会計士]	中	山	幸	夫

◇当組合は、職員出身者以外の理事・監事の経営参画により、ガバナンスの向上や 組合員の意見の多面的な反映に努めております。

す

須

*†=* 

田

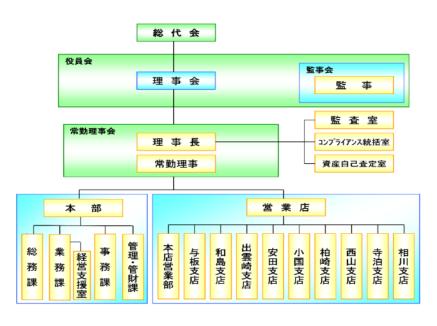
たか

孝

お

雄

#### 事業の組織



#### 組合員の推移

事

[非常勤]

監

	個人	法人	合計
令和5年度末	11,401人	762人	12,163人
令和6年度末	11,230人	747人	11,977人

#### 職員の状況

	職員数	平均年齢	平均勤続年数
令和5年度末	56人	40歳 7月	11年 5月
令和6年度末	49人	40歳 5月	11年10月

#### 総代会の機能について

当組合は、組合員同士の「相互扶助精神」を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を 図ることを目的とした協同組織金融機関です。こうした協同組織金融機関である信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資 口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて経営に参加することができ ます。

しかし、 当組合は、組合員11,977名(令和7年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企

業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しております。 総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員 の中から適正な手続きにより選挙された総代によって運営され、組合員の総意を適正に反映し、 充実した審議を確保しております

また、総代会は当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるととも、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関す る審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組 合経営に反映させる重要な役割を担っております。

なお、当組合では、総代会に限らず、日常の営業活動を通じて総代や組合員とのコミュニケー ションを大切にし、さまざまな経営改善にも取り組んでおります。

個人事業主…31.7%、法人役員…68.2%

#### 総代会(最高意思決定機関) 組合経営 組 出 討 മ 合 席 議 意思決定 昌 の 総代 意 新潟大栄 思 信用組合 集 選出 約 総代選挙 相互 扶助 立 推 候 薦 補 組合員

総代定数107名・総代総数107名

40代…4.6%、50代…12.1%、60代…29.9%、70代…38.3%、80代以上…14.9%

総代の氏名・属性別構成比等 敬称略、五十音順 (令和7年6月末現在) ₹市地区 総代定数 23 名 総代数 23 名 宇佐美敏彦 遠藤 順啓 3 大宅 徹 2 小川 幸-小川 孝二 10 金内 逸郎 川﨑 吉明 10 桑原 治男 隆範 佐藤 紀男 9 渋木 隆 3 清水 誠一 1 清水眞佐夫 6 須田 孝雄 11 6 中野 忠浩 照夫 長谷川信雄 7 松川 洋介 吉朗 八子 英雄 恭弘 鷲沢 8 11 丸山 10 17 山田 1 若林 文夫 4 克己 7 長岡市地区 総代定数 総代数 阿部 克典 大平 4 大橋与司男 正和 41 名 41 名 石井 正昭 3 秀明 6 大矢 1 5 岡村 史郎 小田 光雄 片桐 民夫 小川 神八 3 時男 4 木村 傑 3 桑原 小林 修 4 小林 修子 小林 2 5 7 ·彦 4 1 小林登美夫 4 小松慎太郎 4 給木 一英 3 関根 敏昭 4 高橋 信栄 9 高橋 信行 9 高橋 勇一 4 田中 克己 4 田村 嘉朗 10 永見 康之 寺本 孝衛 5 内藤 一男 9 4 中村 一男 9 難波 博 7 羽鳥 始 3 浜田 明 8 早川 孝夫 4 早川 靖朗 4 松井 哲久 1 三上 徹人 6 山﨑 順 3 山﨑 秀行 4 山田 義明 8 吉田 亨 2 吉原 一範 3 渡邉 三郎 8 渡部 仁 3 柏崎市地区 総代定数 29 名 総代数 29 名 阿部 房雄 4 荒川 洋· 4 池嶋 勇 14 伊藤 勝史 1 伊藤 正彦 9 伊平 伊原 章二 雅夫 片山 5 小池 小林 功治 7 三宮 隆 6 眞貝 徳昭 6 関川 和正 3 髙石 豊美 4 高橋 髙橋 人士 6 正継 12 土佐 邦夫 15 長原己代志 3 葉賀 均 4 藤井 武 6 藤澤 格 2 藤巻 守雄 3 牧野 保 3 間島 務 2 村田 8 村山 柳 智之 降 強 4 横田 良英 11 E島郡地区 総代定数 総代数 7名 7 名 大谷 憲司 3 挙和 高坂 一弘 4 平田 利明 3 大谷 9 小柳 直樹 8 小玉 刈羽郡地2 総代定数 2 名 総代数 2 名 安沢 励 9 早川 利彦 2 佐渡市その他は 総代定数 5名 5名 総代数 遠藤 和夫 10 児玉 雄: 内藤 憲夫 5 中山 幸夫 14 根岸 英男 9 6

(注)氏名の後に就任回数を記載しております。

【性別

構成比

#### 総代会と総代の選出方法等

総代の選出につきましては、当組合の定款及び総代選挙規約により実施されております。

#### 1. 総代の任期・定数

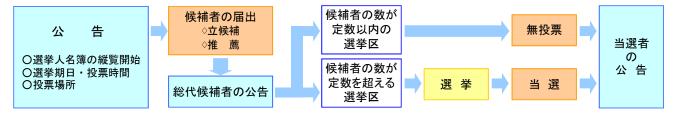
- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 総代の定数は、100人以上107人以下で、組合員数に応じ選挙区(6区)ごとに定められています。

選挙区	燕市地区	長岡市地区	柏崎市地区	三島郡地区	刈羽郡地区	佐渡市その他地区	合計
定数	23人	41人	29人	7人	2人	5人	107人

#### 2. 総代の選出方法

上記選挙区ごとに、当該選挙区に所属する組合員を対象に選挙人名簿を確定し、総代の選挙を行っております。 候補者の届出につきましては、総代候補者になろうとする組合員または総代候補者を推薦する組合員が選挙長である理事長に総代 立候補届・推薦届を行い、選挙区ごとの立候補者氏名を当組合の掲示場に公告しております。

なお、候補者の数が当該選挙区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者とし選挙は行っておりません。



#### 3. 第73期通常総代会の決議事項

令和7年6月26日に開催された第72期通常総代会においては、次の各議案が上程され、 それぞれの原案どおり承認されました。

- (1)報告事項
  - 第1号報告 第73期事業報告の件
- (2)決議事項
  - ・ 第1号議案 第73期計算書類承認の件
  - ・ 第2号議案 第73期剰余金処分案承認の件
  - 第3号議案 第74期事業計画及び収支予算(案)承認の件
  - ・ 第4号議案 令和7年度理事及び監事の報酬総額決定の件
  - 第5号議案 その他



#### 報酬体系について

#### ■対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として 支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

## 1.報酬体系の概要

#### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役職員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。 そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の実績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

#### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

#### 2.役員に対する報酬

(単位:千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた 報酬限度額
理 事	37,890	54,000
監 事	9,060	12,000
合 計	46,950	66,000

- (注)1.左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」 における役員に対する報酬です。
  - 2.支払人数は、理事7名、監事3名です。
  - 3.使用人兼務理事3名の使用人分の報酬(賞与を含む)は、16百万円です。
  - 4.上記以外に支払った役員賞与金は理事3百万円、監事0百万円であり、役員退職慰労金は 理事1百万円、監事24百万円です。

#### 3.その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

#### ■対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注)1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
  - 2.「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
  - 3.当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」、「賞与支給規程」および「職員退職給与規程」に基づき支払っています。 なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機付けされ た報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

#### CSR (企業の社会的責任)活動の取組状況について

当組合の「企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility,CSR)」に対する取組については、相互扶助の理念のもと協同組合金融として、組合員、地域の皆様のお役に立ち頼りになる金融機関として、本業である金融業務はもちろんのこと「法令遵守」「リスク管理」「社会・地域貢献」及び「環境問題」に対する取組を信用協同組合の社会的責務と考え、地域社会への社会的貢献活動に継続的に取組んでおります。
(法令遵守体制はP19・P20、リスク管理体制はP20・P21に記載しております。)

#### CSRの取組 [地域貢献]

※計数は令和7年3月末現在

## 新潟大栄信用組合と地域社会 ~カを合わせて豊かな暮らし~

#### ■当組合の地域経済活性化への取組みについて

当組合は、令和7年3月末現在、新潟県内燕市、長岡市、柏崎市、佐渡市、三島郡を中心とする10市2町2村を営業区域として、地元の中小企業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助精神に基づく協同組織金融機関です。地域のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地域で資金を必要としているお客様に融資を通じて事業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、常に「お役に立つ信用組合」として組合員の利益を第一に考えることを経営の基本としております。また、金融機能の提供にとどまらず、地域振興・文化・教育といった面においても広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

# お客様

#### 預金積金 574億62百万円

お客様の大切な財産運用に 安全確実にご利用いただける ように、各種預金を取り揃えて おります。

#### 出資金 3億32百万円

組合員数 11.977人

# 新潟大栄信用組合

店舗数 10店舗 常勤役職員 56 人

#### 令和6年度決算状況

当期経常利益 2億21百万円 当期純利益 1億42百万円 自己資本比率 28.58%

#### 貸出金 169億32百万円

お客様からお預かりした 預金積金は、お客様の様々な ニーズにお応えし、地域経済の 活性化に役立てるため、円滑な 資金供給を通じてお客様や 地域社会に還元しております。

# お客様

組合員 129億26百万円 組合員外 40億 6百万円 1 先あたり 10,523千円

業種別残高

法人·事業者 95億22百万円 個人 46億45百万円 地方公共団体 27億64百万円

#### 新潟県の制度融資残高

事業者向け融資等 19億20百万円 住宅建設融資 1百万円 災害被災者住宅再建融資

16百万円

# 貸出金以外の資金運用

お客様からお預かりした預金積金は、ご融資に よる運用の他に預け金や有価証券による 運用も行っております。

預け金残高 有価証券残高

200億67百万円 255億50百万円

預証率

44. 46%

# ■取引先への支援等

支援サービス

中小零細業者・一般消費者の皆様を取り巻く環境が厳しい中、地域の皆様のお役に立つ金融機関を実践するために、資金面のみならず経営改善指導・情報提供等きめ細かい金融サービスの提供に努めております。

#### ■地域へのサービスの充実等

地域金融機関として可能な限り地域・組合員に利益を還元するために、次のサービスの無料化を継続しております。(令和7年6月末現在)

- ·休日·時間外ATM利用手数料
- ・本支店間のATM振込手数料、インターネットバンキング振込手数料

#### 地域への貢献活動

〇母子家庭・父子家庭のひとり親世帯の高校生を対象に、返還不要の給付型奨学金「しんくみ はばたき奨学金」を延べ76人に給付しております。(令和7年6月末現在)

奨学金

- 〇毎朝、全店で店周の道路、駅等公共施設の清掃を行い、地域社会の環境保全活動に貢献すべく積極的に取り組んでおります。
- ○9月3日を「しんくみの日」と定め、全店一斉に道路・公園・駅等の公共施設の清掃を行い、「地域社会に奉仕する信用組合」を目指しております。
- 〇毎月、本店と柏崎支店において当組合顧問弁護士による無料法律相談を実施しております。
- 〇24時間テレビ「愛は地球を救う」の募金に、新潟県信用組合協会を通じて協賛しております。
- 〇与板支店では、地元経済の活性化に役立てていただきたいと「地元特産品の展示場」を設置しております。
- 〇毎年、寺泊支店では地元海岸の一斉清掃ボランティアに参加しております。

社会的貢献

○各種団体へ協賛等による支援を行っております。

燕市体育協会・燕さくらマラソン大会・いずもざきマラソン24・全国高等学校版画選手権大会【はんが甲子園】等

〇しんくみピーターパン募金の寄付金を、分水ジュニアベースボールクラブスポーツ少年団、比角ゴールデンファイヤー、小国地区スポーツ協会、 田尻小学校育成野球部 田尻ファイターズへ子供達の健全育成に役立ていただきたいと計50万円を寄贈しました。

※「しんくみピーターパンカード」は、1994年に全国信用協同組合連合会と株式会社オリエントコーポレーションが共同開発したカードで、カードショッピングご利用金額の一部が、子供達の健全育成に役立てられる仕組みとなっております。

教育・スポーツ振興

〇毎年、各地で行われる伝統行事へ協賛による支援を行っております。

分水神輿・与板十五夜まつり・ふるさとわしままつり花火大会・おぐに大花火大会・西山草生水まつり・ 刈羽村ふるさとまつり花火大会・寺泊港まつり海上大花火大会・相川鉱山祭等

地域行事への参加

〇毎年、柏崎・長岡小国地区信友会合同新春講演会を開催し、毎回ご好評をいただいております。

文化活動

- 〇一人暮らしの高齢者が増加するなか、地域全体で高齢者を見守り、地域全体で支援を必要とする高齢者を支えあう、「長岡市シルバーささえ隊 (長岡市地域福祉事業)」への支援協力を行っております。
- 〇毎年、新潟県共同募金会・日本赤十字社・新潟県暴力追放運動推進センターをはじめ、社会福祉団体への寄付金による支援を行っております。
- 〇社会貢献活動である献血活動を地域社会に広くPRする機会として日本赤十字社の「献血サポーター」に登録しております。

職員が「認知症サポーター養成講座」を受講し、新潟県の認知症に優しい企業・団体として登録しております。

福祉団体等への支援

■県・市町村制度融資の取扱状況

(令和7年3月末現在)

	件数	金額
新潟県制度資金	288件	1,920百万円
市町村制度資金	66件	229百万円
合 計	354件	2,150百万円

注)地方産業育成資金は、市町村制度資金に含めて掲載しております。

■主な県・市町村の制度融資

工 少 示	リリツが反際貝			
	制 度 名	融資限度額	資金使途	融資期間
	地方産業育成資金	1,000万円	運転資金	5年以内
	地力性未自以貝並	1,0007	設備資金	7年以内
	一般枠	中小企業者 4,000万円	運転資金	5年以内
新潟県	経営安定資金	中小企業者 4,000万円	設備資金	7年以内
利何尔	建物取得枠	5,000万円	設備資金	7年以内
	事業再生資金	10,000万円	運転資金	10年以内
	セーフティネット資金 経営支援枠	5,000万円	運転·設備資金	7年以内
	連鎖倒産防止枠	3,000万円	運転資金	7年以内
	中小企業振興資金	2,000万円	運転資金	7年以内
燕市	中小正未派央員立	(併用3,000万円)	設備資金	10年以内
32,5 (1)	小規模企業振興資金	1,000万円	運転資金	7年以内
	小况快正未派央員立	٦,000,1	設備資金	10年以内
	中小企業経営支援借換対応特別融資	3,000万円	借換資金	9年以内
	小口零細企業 保証制度資金	2,000万円	運転資金	5年以内
長岡市	7.11 守州正未		設備資金	7年以内
T III IIII X	地方創生 起業創業貸付	2,000万円	運転·設備資金	10年以内
	特別融資 経宮改善貸付	3,000万円	運転•設備資金	9年以内
	事業承継貸付	3,000万円	運転·設備資金	10年以内
	地域産業活性化資金	一般 3,000万円	運転•設備資金	10年以内
柏崎市	地域在朱冶江心员並	<b>借換 5,000万円</b>	<b>建松 以佣</b> 员亚	
	設備投資促進資金	5,000万円	設備資金	10年以内
刈羽村	産業活性化資金	5,000万円	運転•設備資金	10年以内
ניוניגינית	設備近代化資金	3,000万円	設備資金	10年以内
		一般 1,000万円	運転•設備資金	7年以内
		特別 2,000万円	<u></u>	9年以内
佐渡市	産業振興資金	一般 1,000万円		7年以内
		一般(団体等) 2,000万円	設備資金	
		特別(団体等) 2,000万円		9年以内

注)1.令和7年4月1日現在、新規の取扱を行っている主な制度融資を掲載しております。 2.新潟県制度資金の融資条件等は、令和7年4月1日現在のものを掲載しております。

# ■信友(和)会の活動状況

(令和7年6月末現在)

				(令和7年6月末現在)
名 称	設立年月	会員数	主な活動内容	
分水信友会	昭和39年9月	301人	分水信友会会員親善ゴルフ大会(R6/11/10 ヨネックスC.C) 親睦旅行(R6/11/14-15) 真田宝物殿と松本城、美ヶ原温泉『翔峰』の旅 税務相談会(R7/3/3)	五店舗合同信友(和)会会員
与板信友会	昭和39年8月	114人	与板信友会会員親善ゴルフ大会(R6/7/7 ヨネックスC.C) 税務相談会(R7/3/3)	親善ゴルフ大会 (R6/9/18 3ネックスC.C)
和島信和会	昭和37年8月	92人	和島信和会会員親善ゴルフ大会(R6/7/18 大新潟C.C) 親睦旅行(R6/10/22-23) 東京・横浜「新名所観光と屋形船の旅」	(R7/5/14 ヨネックスC.C)
出雲崎信友会	昭和39年4月	85人	出雲崎信友会会員親善ゴルフ大会(R6/10/29 大新潟C.C)	
安田信友会	昭和45年4月	96人	安田信友会会員親善ゴルフ大会(R6/8/23 米山水源C.C)	m + 44 A D = + A A B
小国信友会	昭和44年5月	119人	親睦旅行(R6/10/27-28) 国際宇宙機構JAXAと筑波温泉の旅	四店舗合同信友会会員 親善ゴルフ大会 (R6/9/7 小千谷C.C)
柏崎信友会	昭和50年6月	107人	会員定期1日人間ドック(R7/3/3,10,11,12)	(R7/5/10 米山水源C.C)
西山信友会	昭和44年10月	79人		(((), (), () ) [(pa/)(///(), (), ()
相川信友会	平成1年10月	96人	税務相談会(R7/2/20) 親睦旅行(R7/3/23-24) 福島県 磐梯熱海温泉「ホテル華の湯」	会員親善ゴルフ大会 (R6/10/14 ときの郷ゴルフクラブ)

<sup>※</sup>信友(和)会設立の目的 「会員相互の親睦を図ると共に相互扶助の精神にもとづき信用組合の育成強化と、会員相互の金融円滑を促進して会員の繁栄発展を期する。」 ことを目的として設立されました。

# ■恒久的な地域密着型金融の推進

#### 〈基本方針〉

地域経済が依然として厳しい経営・生活環境にある中、協同組織金融の特性を発揮して「地域の皆様にとって利用し甲斐のある金融 機関」を実践する為、地域の皆様の身の丈・ニーズに即した金融サービスを提供しながら地域貢献を果たしてゆくことを基本方針に、こ からもより積極的な取り組みに努めて参ります。

#### 〈推 進 状 況〉

- 1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮
- ① 経営改善支援への取組み

#### 具体的取組策

・新型コロナウイルスの影響を始めとする厳しい経営環境の中で、経営改善に積極的に取り組む取引先に対し、本部、営業店が連携 を図りながらコンサルティング機能等を発揮した実効性ある経営改善支援に取組む。

・活動においては、本部主管部署の直接関与、外部機関(県中小企業活性化協議会、県よろず支援拠点、事業引継支援センター、 県信用保証協会)との連携を図りながら、事業実態、成長段階を踏まえた課題解決支援への取組みを進める。

#### 具体的取組結果

・令和6年度においては、経営支援先5先を始め経営改善を必要とする取引先に対し、貸出条件変更等の資金支援、経営改善 計画書の策定支援(経営内容の実態分析、問題点の認識共有、改善方針・対応策の検討)、同計画の進捗状況を踏まえた フォローアップに加え、外部支援機関連携による本業支援活動、事業承継支援活動にも積極的に取り組んでおります。

# ② 経営支援担当職員の機能強化

具体的取組策

・職員のコンサルティング機能、抜本再生支援体制強化を目的に外部研修を積極的に活用する。

**具体的取組結果** 

・令和6年度は、営業店若手職員のコンサルティング機能底上げを目的とした他金融機関職員との意見交換会、抜本再生支援、 事業承継支援の実践を目的とした外部研修参加による支援態勢強化に取組んでいます。

#### ③ 倒産防止特別融資制度の活用

具体的取組策

・倒産防止特別融資を活用し、地域の中小零細企業の経営改善への取組を資金面から支援する。

具体的取組結果

・平成19年度から令和6年度における倒産防止特別融資取扱実績は、15件223百万円となっております。

#### 2. 地域の面的再生への積極的な参画

#### ① 多重債務者発生の未然防止への取組み

#### 具体的取組策

・組合員、お取引先の多重債務による家計破綻未然防止への取組みを推進する。

#### 具体的取組結果

・渉外活動等を通じお取引先との関係強化を図り、予期しない収入減少等の影響を受け生活の安定に支障が生じている場合は、家計 ヒアリング、顧問弁護士等の助言を得ながら生活再建の可能性を検討。自助努力に加え残債務の取りまとめにより生活再建が見通 せる場合は、家庭安泰特別融資等による資金支援を実施しております。

・令和6年度における負債整理融資実績は、5件9百万円。平成17年度から令和6年度における同実績は、169件1,009百万円(家 庭安泰特別融資を含む)となっております。

# ② 家庭安泰特別融資制度の活用

具体的取組策

・家庭安泰特別融資を活用し、予期しない失業・災害等により生活の安定に支障が生じている取引先の生活再建を支援する。

具体的取組結果 ·平成19年度から令和6年度における家庭安泰特別融資取扱実績は、56件347百万円となっております。

#### 〈経営改善支援への取組み状況〉

(会和6年4日~会和7年3日)

(単位·朱)

		期 初 債務者数 A	うち 経営改善 支援取組み 先数 α	α のうち 期末に債務 者区分がラ ンクアップし た先数 β	α のうち 期末に債務 者区分が変 化しなかった 先数 γ	αのうち 再生計画等 を策定した先 数 δ	経営改善支 援取組み率 = α/A	ランクアップ 率 = β / α	再生計画等 策定率 = δ / α
正常先 ①	)	345	0		0	0	0.0%		
要注意先	その他要注意先②	117	1	0	1	1	0.8%	0.0%	100.0%
女冮忌儿	要管理先 ③	11	1	0	1	1	9.0%	0.0%	100.0%
破綻懸念		10	3	0	3	3	30.0%	0.0%	100.0%
実質破綻		11	0	0	0	0	0.0%		
破綻先(		5	0	0	0	0	0.0%		
小 計(②	(金計)	154	5	0	5	5	3.2%	0.0%	100.0%
合 計		499	5	0	5	5	1.0%	0.0%	100.0%

- (注)1. 期初債務者数及び債務者区分は、令和6年4月時点で計上しております。
  - 2. 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。
  - 3. βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を計上しております。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は、αに含めるものの βに含めません。
  - 4. 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が、期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めております。
  - 5. 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については、仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたと しても期初の債務者区分に従って計上しております。
  - 6. γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を計上しております。
  - 7. 「再生計画を策定した先数δ」=「中小企業活性化協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「当組合独自の経営改善計画策定先」
  - 8. みなし正常先については、正常先の債務者数に計上しております。
  - 9. 期中に新たに取引を開始した取引先については、本表に計上しておりません。

#### ■中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

#### 〈中小企業の経営支援に関する取組み方針〉

当組合は、地域の皆様にとって利用し甲斐のある地域金融機関としての役割を果たすことを目的に、身近な頼れる相談相手としてお客さまの悩みを一緒に考え問題の解決に努めてゆくことを趣旨に、以下の取組み方針の下、全役職員が一体となってお客様の経営支援に取組んで参ります。

- 1. 貸付条件の変更に関するお申し込みがあった場合は、お客様の経営改善または再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、債務弁済に係る負担を軽減する為に必要となる貸出条件の変更等にできる限り対応して参ります。
- 2. 経営改善に向けたご相談においては、それぞれの経営課題に応じた最適な解決策をお客様の立場に立って提案、助言し、十分な時間をかけてその取り組みを支援して参ります。
- 3. お客様の経営改善がより効果的に進むよう、県中小企業活性化協議会、県よろず支援拠点、他の金融機関、信用保証協会等との間で、緊密な 連携を図って参ります。

#### 〈中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況〉

お客様の経営支援への取組みにおいては、常勤理事会を統括部署とし本部、全営業店に金融円滑化管理担当者を配置、本部業務課経営支援 室に中小企業診断士を配置し、全営業店と緊密な連携を図っております。また、お客様対応窓口として全営業店に「金融円滑化ローン相談窓口」を 設置し、経営改善計画の策定支援等お客様の経営改善への取組みを支援しております。

併せて、お客様の経営課題が多様化・複雑化する中、平成25年2月、当組合は中小企業の経営課題解決に向けた支援活動の充実を目的に「経営革新等支援機関」の認定を受ける他、支援活動にあたっては積極的に外部機関(新潟県中小企業活性化協議会、新潟県よろず支援拠点、事業承継引継支援センター等公的支援機関、信用保証協会、商工会議所・商工会等)との連携・協調を進めております。その他、平成27年2月、日本政策金融公庫と中小企業支援に向けた「業務提携契約」、平成29年9月、第一勧業信用組合(東京都)と組合員や地域が行う事業の利用促進・販路拡大等の相互支援を目的とした「連携協力に関する協定書」を締結するなど、お客様のニーズを踏まえた連携体制の構築に努めております。

#### 〈中小企業の経営支援に関する取組状況〉

1. 創業・新事業開拓の支援

創業や新たな事業開拓に取組むお客様に対しては、外部支援機関との連携、地方公共団体制度融資、政府系金融機関との協調融資、補助金等公的支援制度の情報提供、申請支援に取り組んでおります。

2. 成長段階における支援

多様な経営課題を有するお客様に対しては、資金支援に留まらずビジネスマッチングの機会を提供する他、専門人材のマッチング支援等、本業 支援に積極的に取り組んでおります。

3. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営支援先5先を含むお客様の経営改善を促す為、営業活動を通じて経営実態、経営課題、将来を見据えた改善の方向性について認識を共有。本部、営業店が連携、必要に応じ外部支援機関・専門家の支援を得ながら、経営改善に向けた計画策定支援、同計画のフォローアップ活動に加え、事業承継、事業再生支援への取組みを進めております。

#### 4.具体的な取組状況の一例

h / L !!	以前大垣機関 東田宇は株に L 7 奴労部時級は土垣
タイトル	外部支援機関、専門家連携による経営課題解決支援
動機 (経緯)	外部環境の大きな転換期(コロナウイルス感染症、資材・物価の高騰等)の中、取引先の持続的発展を見据えた経営改善方針の検討、 支援活動の実効性確保において外部機関・専門家の知見活用は不可欠となっている。
取組み 内容	事業者の経営課題が多様化する中、令和6年度は8先を対象に外部支援機関・専門家との連携により経営課題の本質を踏まえた経営改善方針・対応策の検討、経営改善計画(再)策定、フォローアップ、事業承継、事業再生支援活動を実施。 ※外部支援機関・専門家:にいがた産業創造機構(中小企業活性化協議会、事業引継ぎ支援センター、よろず支援拠点)、新潟県信用保証協会、商工会、中小企業診断士等
成果(効果)	【相手方にとっての成果】・県信用保証協会との連携支援活動を通じ、経営改善方針に関する取引先との認識共有が進み、新規信用保証による資金繰り支援に繋がった。 ・後継者不在となっている取引先の事業承継ニーズに対し、メイン金融機関として事業引継ぎ支援センターとの連携支援に取組んだ結果、当組合取引先との第3者事業譲渡が成立した。
	【当組合にとっての成果】・外部支援機関、専門家との連携を通じ、経営力強化に向けた効果的な支援活動に繋がった。 ・担当職員の経営支援に向けたノウハウ蓄積、モチベーションアップに繋がった。
タイトル	ゼロゼロ融資利用先に対する継続的フォローアップによる資金繰り・本業支援
動機 (経緯)	新型コロナウイルス感染症からの回復途上、新たに原材料価格高騰が多くの企業に影響を与える中、ゼロゼロ融資据置期間終了先に対する 継続した資金繰り支援、将来を見据えた出口戦略への取組が不可欠となっている。
取組み 内容	令和4年以降、令和5年度迄の据置期間終了先121先のモニタリング活動を開始。特に、飲食·旅館業、返済原資が見込まれない事業所計48先を重点先と位置付け、経営改善に向けた「経営行動計画書」等の策定を支援しながら「伴走支援型特別保証制度」「新潟県制度融資(新型感染症·物価高騰等対策伴走支援型資金)」により据置期間再設定を行い資金繰り支援を実施。
成果	【相手方にとっての成果】経営環境が大きく変化する中、当面の資金繰りに目途を立てることで計画的な経営課題への取組みを可能とした。
(効果)	【当組合にとっての成果】零細事業者の資金繰り安定化を支援することで、当組合経営基盤である取引先の経営力強化を支援している。

■「経営者保証に関するガイドライン」への対応 当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に 対応する為、「経営者保証に関するガイドラインへの取組方針」を以下の通り策定しております。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対 話を通じ法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し充分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どの様な改善を図れば経営者保証の 解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、お客様の経営改善に向けた支援に取組んでおります。

令和 6年 3月25日

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

新潟大栄信用組合

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重して

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応 じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等に ついて真摯にかつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

- 1. お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額や代替的 融資手法の活用を含め総合的な検討を行います。
  - ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
  - ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
  - ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
  - ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
  - ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるの か」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明さ せていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただ きます。

- 2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行う ものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。 また、お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドライン に基づき誠実に対応します。
- お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1.①~⑤について検討し、 改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。
- ■経営者保証に関するご相談窓口

新潟大栄信用組合·本部業務課

受付日:月曜日~金曜日 (祝日および組合の休業日は除く)

受付時間:9時~17時 電話:0256-98-6291

#### 〈「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況〉

「柱呂石休証に関するカイトノイン」の取り組み状況/		
	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	204 件	191 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	40.1 %	45.7 %
保証契約を解除した件数	6 件	30 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0 件	0 件
(当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	<u> </u>	0 IT

#### 主要な事業の内容

#### ■預金業務

1)預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金 別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

#### ■貸付業務

1)貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

2)手形の割引

商業手形及び電子記録債権の割引を取扱っております。

#### ■有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金の効率的運用のため、有価証券等に投資・運 用(余資運用)をしております。

#### ■内国為替業務

振込及び代金取立等を取扱っております。

#### ■その他業務・サービス

■代理貸付業務

独立行政法人住宅金融支援機構·株式会社商工組合中央金庫· 株式会社日本政策金融公庫·独立行政法人中小企業基盤整備機構· 全国信用協同組合連合会等

- ■国債の引受及び窓口販売 ■有価証券の貸付 ■債務の保証
- ■地方公共団体の公金取扱業務 ■株式払込金の受入業務
- ■自動受取サービス(各種年金・配当金等)
- ■自動支払サービス(公共料金・各種保険料・クレジット代金等)
- ■自動送金サービス(授業料・家賃等)
- ■給与振込 ■両替 ■貸金庫(本店のみ取扱)
- ■ATMサービス ■保険の窓口販売 ■でんさいサービス
- ■確定拠出年金受付業務 ■デビットカード(J-debit)
- ■インターネットバンキング ■ペイジー(Pay-easy)サービス
- ■QRコード決済(BankPay·J-CoinPay·PayPay)

#### ■主な預金商品

種類	期 間	お預け入れ額
総合口座	出し入れ自由	普通預金は1円以上
心口口圧	шохлинш	定期預金は1,000円以上
当座預金	出し入れ自由	1円以上
普通預金	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	出し入れ自由	1円以上
通知預金	7日以上	1,000円以上
納税準備預金	入金は自由	1円以上
州7九十 阴 頂並	引き出しは納税時	11101
定期積金	6ヶ月以上5年以内	1,000円以上
期日指定定期預金	据置期間1年	1,000円以上
州口佰足足州頂亚	最長3年	300万円未満
スーパー定期	1ヶ月以上5年以内	1,000円以上
人一八一足朔	1万月以上3千以内	1,000万円未満
変動金利定期預金	1ヶ月以上3年以内	1,000円以上
大口定期	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上

#### ■主な個人向け融資

種類	融資金額	期間
住宅ローン	5,000万円以内	40年以内
愛車ローン	1,000万円以内	15年以内
教育ローン	2,000万円以内	16年8ヶ月以内
フリーローン	500万円以内	10年以内
カードローン	200万円・100万円	 1年
л г <del>и</del> Э	50万円·30万円	·+

#### ■主な事業者向け融資

新潟県制度融資 · 各市町村制度融資

#### 営業地区・店舗一覧・自動機器設置状況

#### 当組合の営業地区(令和7年3月末現在)

新潟市(旧中蒲原郡横越町の地区を除く)、長岡市(旧栃尾市、旧古志郡山古志村、旧北魚沼郡川口町の地区を除く)、上越市のうち旧中頚城郡柿崎町の地区、柏崎市、三条市(旧南蒲原郡下田村の地区を除く)、燕市、小千谷市、見附市、加茂市、佐渡市、西蒲原郡弥彦村、三島郡出雲崎町、刈羽郡刈羽村、南蒲原郡田上町



		(令和7年6月末現在)
	店 名	所 在 地 電話番号
	/11	自動機器設置状況
	本 部	〒959-0194 燕市分水桜町一丁目4番14号 0256-98-6291代
	本 司	
	+ +	〒959-0194 燕市分水桜町一丁目4番14号 0256-97-2101代
	本 店	ATM 2台[土曜、日曜祝日稼働] 両替機1台
		〒940-2402 長岡市与板町与板414番地 0258-72-3117代
1	与 板 支 店	ATM 1台[土曜稼働]
		〒949-4511 長岡市小島谷3415番地1 0258-74-3121代
	和島支店	ATM 1台[土曜稼働]
		〒949-4352 三島郡出雲崎町大字大門字後谷164番地2 0258-78-2236代
	出雲崎支店	ATM 1台[土曜稼働]
	安田支店	ATM 1台[土曜稼働]
7		
	小国支店	〒949-5215 長岡市小国町新町589番地1 0258-95-2255代
		ATM 1台[土曜稼働]
	柏崎支店	〒945-0044 柏崎市扇町2番12号 0257-24-1074代
	10 14 2 70	ATM 1台[土曜、日曜祝日稼働]
	西山支店	〒949-4141 柏崎市西山町西山950番地 0257-48-2136代
西田文冶		ATM 1台[土曜稼働]
寺泊支店		〒940-2502 長岡市寺泊磯町9766番地22 0258-75-3234代
		ATM 1台[土曜稼働]
	to III 士 庄	〒952-1557 佐渡市相川一町目40番地2 0259-74-2274代
相川支店	ATM 1台	

当組合ATMは全て「視覚障がい者対応ATM※」を導入しております。

※目のご不自由な方でもご利用いただけるよう、ATMに取付けられたハンドセット(数字ボタン付きの専用受話器)から聞こえる音声ガイダンスに沿ってボタンを操作することで、ATM画面にタッチすることなくお取引ができます。

#### ■為替振込手数料

		J 2001						
ᄝᄼ		分	△ 窓口利用		ATM	インターネット	定額自	動送金
		ת	組合員	組合員外	利用	バンキング	組合員	組合員外
当	同一店内	3万円未満	110円	110円	無料	無料	無料	無料
組	山山内内	3万円以上	110円	330円	₩ <b>1</b> 1	<del>ጠ</del> ለተ	<del>ተለ</del> ተተ	<del>ለ</del> ተ ተተ
合宛	他の支店	3万円未満	110円	110円	無料	無料	無料	無料
宛	他の文冶	3万円以上	110円	330円	## <b>1</b> 1	## <b># # #</b>	## <b>1</b> 1	## <b># # #</b>
44.2	 亍宛	3万円未満	660円	660円	330円	275円	440円	440円
161	1 26	3万円以上	770円	880円	550円	440円	660円	770円

#### ■為替送金・取立手数料

送金小切手	当組合宛	1通	440円
<b>达亚小列于</b>	他行宛	1通	660円
代金取立(割引手形	ジ・担保手形・代金耳 ・	な立手形・小切	手)
当組合あて	無	料	
電子交換所		1通 330円	
不渡手形返却料・〕	1,100円		
振込•送金組戻料	660円		
旅館券(旅行クーポ	550円		
他行預金取立•個!	550円		

- [※1]旅館券の取立手数料は、請求書1枚に対しての金額です。 請求書が無い場合は、旅館券1枚に対しての金額です。
- [※2]電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手や他行預金等の 取立は「個別取立」となります。

# ■インターネットバンキング利用料

ビジネスバンキング(法人用) 月額 1,100円 インターネットバンキング(個人用) 無料

#### ■両替手数料

紙幣硬貨合計枚数	窓口	両替機
50枚以下	無料	100円
30 <sub>1</sub> XXX F	(1日1回まで)	(1日1回無料)
51枚 ~ 300枚	110円	100円
301枚 ~ 500枚	220円	100[-]
501枚 ~ 1000枚	330円	200円
1001枚 ~ 2000枚	660円	

#### ■手形・小切手用紙料等

	<u> </u>						
小切手帳	1冊(50枚)	1,100円					
約束手形帳	1冊(50枚)	1,100円					
	1冊(10枚)	220円					
為替手形帳	1冊(50枚)	880円					
マル専用手形	1枚	550円					
マル専口座開設を	3,300円						
当座預金口座開語	当座預金口座開設手数料						

#### ■発行手数料

	所定書式(都度・自動)	330円
残高証明	英文	660円
Ē	所定外書式※	660円
キャッシュカート゛	•通帳•証書再発行	550円

※所定外書式には、監査法人等からの証明依頼を含みます。

#### ■その他手数料

貸金庫 (取扱店:本店)	年間	5,280円
カードローン契約手数料	4	無料

#### ■硬貨入金手数料

1000枚以下 無料 1001枚 ~ 2000枚 440円

- ※紙幣と硬貨の混合の場合は、硬貨のみを対象とします。
- ※お持ち込みの硬貨を預金口座に分割してご入金の場合も 合算して1取引とさせていただきます。
- ※2000枚超の入金は、1000枚毎に220円の加算となります。
- ※両替枚数は、お客様の「ご持参枚数合計」または「お客様のご希望枚数合計」の多い方といたします。
- ※金種を指定したご預金の払出しについては、お取り扱い枚数(1万円券はお取り扱い枚数から除きます)に応じて、上記窓口両替手数料を頂戴いたします。 ただし、給与・賞与の金種指定払いは、対象外となります。渉外等による配金も対象となります。
- ※2000枚超の両替は、1000枚毎に330円の加算となります。
- ※汚損現金、記念貨幣の交換、同一金種の新券への交換は無料とさせていただきます。
- ※両替機は本店のみ設置しております。
- ※両替機のご利用は当組合キャッシュカードが必要となります。
- ※両替機は、1回1000枚までのお取扱いとさせていただきます。
- ※両替機の手数料お支払いは100円硬貨のみの受付となります。

#### ■当組合ATM利用手数料

	1/10   - 1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1	<u> </u>								
		平日			土曜日			日曜祝日	1月1~3日	5月3~5日
	ご利用カード	8時30分~ 8時45分	8時45分~ 18時	18時~19時	8時30分~ 9時	9時~14時	14時~17時	8時30分~ 17時	9時~17時	8時30分~ 17時
	当組合カード	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
	提携信組カード	220円	出金無料 入金110円	220円	220円	出金無料 入金110円	220円	220円	220円	220円
	ゆうちょ銀行カード	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円	220円	220円
	その他金融機関カード	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円	220円	220円

- (注)1.日曜祝日・1月1日~3日・5月3日~5日は、本店と柏崎支店のみ取扱しております。
  - 2.相川支店は、平日17時30分までのお取扱となります。
  - 3.平日の18時以降は、本店、柏崎支店のみのお取扱となります。
  - 4.12月31日は、土曜日と同じお取扱となります。ただし提携信組カードの9時~14時の出金手数料は110円になります。

#### ■セブン銀行ATM利用手数料(当組合カードを利用)

ご利用場所	平日			土曜日			日曜祝日	1月1~3日	5月3~5日
	0時-8時45分	8時45分~18時	18時~24時	0時~9時	9時~14時	14時~24時	0時~24時	0時~24時	0時~24時
セブン銀行ATM	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円	110円	110円

#### ■住宅ローン手数料

繰上返済	全額	1契約	5,500円					
	一部	1契約	5,500円					
返済条件変更·金利条件変更								
返済方法変更·返済日変更	返済方法変更·返済日変更							
返済期間の短縮(一部繰上返済	の場合を除く)、	1契約	5.500円					
返済期間の延長	返済期間の延長							
適用金利引下げ								
固定金利期間終了後の固定金	1契約	3,300円						

- ※1契約で一部繰上返済、条件変更双方に該当する場合、1契約5,500円を上限といたします。
- ※一部繰上返済は約定返済以外の任意返済が該当します。

# ■融資証明書発行手数料

住宅ローン・事業性融資共通 1件 5,500円

#### ■事業性融資手数料

—————————— 繰上返済	全額	1契約	5,500円	
除工处内	一部	1契約	11,000円	
返済条件変更·金利条件変更				
返済方法変更·返済日変更		_		
返済期間の短縮(一部繰上返済	斉の場合を除く)、	1契約	11.000円	
返済期間の延長	返済期間の延長			
適用金利引下げ				
固定金利期間終了後の固定金	金利再選択	1契約	3,300円	

- ※1契約で一部繰上返済、条件変更双方に該当する場合、1契約11,000円を上限といたします。
- ※1回のお申出により5契約以上の条件変更に該当する場合、55,000円を上限といたします。
- ※一部繰上返済は約定返済以外の任意返済が該当します。

#### 苦情処理措置・紛争解決措置の内容

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、 お取引に係るご苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

\* 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます

当組合へのお申出先

「お取引先店舗」または

「コンプライアンス統括室」にお願いいたします。

コンプライアンス統括室

住 所:新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号

電話番号: 0256-98-6291 受付時間: 午前8時30分~午後5時30分

(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

e −mail : daiei@alpha. ocn. ne. jp

#### 保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

電話番号:03-3286-2648 受付時間:午前9時~午後5時

(土日・祝日および年末年始を除く)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号:0570-022808 受付時間:午前9時15分~午後5時

(土日・祝日および年末年始を除く)

## ■紛争解決のお申し出(金融ADR制度に対する取組み)

苦情等のお申し出は当組合のほか、新潟地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。

(詳しくは、コンプライアンス統括室へご相談ください)

名 称	新潟地区しんくみ苦情等相談所(新潟県信用組合協会)	しんくみ相談所(一般社団法人全国信用組合中央協会)
住 所	〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	025-247-7433	03-3567-2456
受 付 日	月~金(祝日及び金融機関休業日を除く)	月~金(祝日及び金融機関休業日を除く)
時 間	9:00~17:00	9:00~17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

新潟県弁護士会示談あっせんセンターおよび東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合コンプライアンス統括室またはしんくみ相談所へお申し出ください。

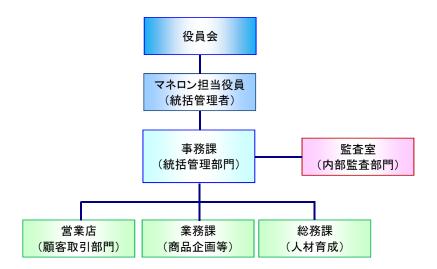
また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

名 称 新潟!		称	新潟県弁護士会 示談あっせんセンター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住		所	〒951−8126	〒100−0013	〒100−0013	〒100−0013
		ולז	新潟市中央区学校町通1番町1	東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
	電話番号 受 付 日		025-222-5533	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
			平日	平日	土・日・祝日は除く	月~金(除 祝日、年末年始)
	時	間	9:00 <b>~</b> 17:00	9:30~12:00, 13:00~16:00	10:00~12:00, 13:00~16:00	9:30~12:00, 13:00~17:00



#### マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置づけ、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1)当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針(基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針)・手続(マネロン対策に関する基本規程及び 関関連諸規程・要領・手順書等)・計画(マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム)等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに新潟県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### お客様本位の業務運営に関する基本方針

当組合は、お客様目線で誠実かつ公正な業務運営を通じ、当組合の金融商品・サービスを利用される方の正当な利益の確保及びその利便性の向上に取り組んでおります。今後もより一層お客様の資産形成にふさわしい金融商品・サービスを提供し続けるため、以下のとおり「お客様本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしました。

この方針を全役職員で共有・実践し、定期的に検証・見直しをすることによって、これまでの活動を通じて築かれたお客様との信頼関係をさらに高めてまいります。

- 1. お客様の最善の利益の追求
  - ・当組合は、全役職員が高い専門性と企業倫理をもって、お客様に対して誠実・公正に業務を行い、お客様の最善の利益を図るとともに、お客様本位の業務運営が企業文化として定着するよう努めます。
  - ・当組合は、投資信託・デリバティブ商品などのお客様に損失を与える可能性が高いリスク商品は取り扱いません。
- ・お客様へのご融資に際しては、金融機関としての優越的な地位を利用せず、誠実かつ公正な姿勢を遵守し、お客様からのご相談には真摯に対 応いたします。
- 2. 利益相反の適切な管理
- ・お客様の利益が不当に損なわれないよう、当組合が別に定める「利益相反管理方針」に基づき、利益相反管理を適切に行ってまいります。
- 3. 手数料等の明確化
- ・お客様にご負担いただく手数料その他費用については、各種手数料の一覧表を店頭およびホームページで掲示するなど透明性の向上に努め、 お客様がご理解いただけるように分かりやすく丁寧に説明いたします。
- 4. 重要な情報の分かりやすい提供
- ・お客様への金融商品・サービスのご提供にあたっては、商品の特徴や重要な情報をお客様の経験や金融知識に十分配慮し、パンフレット等各種資料を使用して分かりやすく丁寧に説明いたします。
- 5. お客様にふさわしいサービスの提供
- ・お客様の立場に立ち、お客様の取引目的、知識・経験・財産の状況をお聞きし、ライフサイクルに合った商品・サービスの提供を行います。
- 6. 役職員に対する適切な動機づけの枠組等
- ・お客様本位の営業活動を実践するため、本基本方針を全役職員に周知し、専門知識やコンプライアンス等に関する研修の実施、各種資格取得 の奨励を通じて人材の育成に努めます。

また、お客様本位の業務運営を評価するために、組合内の業績評価制度の整備に努めます。

以上

# 索引

ごあいさつ	1
業況・組織	
事業方針	1
◆事業の組織	22
◆ 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)	22
◆ 店舗一覧(事務所の名称及び所在地)	29
◆ 当組合の信用協同組合代理業者	該当なし
◆ 総代会の機能 総代の氏名等	22
◆ 総代会と総代の選出方法等	23
◆報酬体系について	23
組合員の推移 職員の状況	22
営業地区・自動機器設置状況	29
子会社の状況	該当なし
主要事業内容	
◆ 主要な事業の内容	29
業務に関する事項	
◆ 事業概況	1
◆ 経常収益 ◆ 経常利益	2
◆ 当期純利益	2
◆ 出資総額、出資総口数	2
◆ 純資産額 ◆ 総資産額	2
◆ 預金積金残高 ◆ 貸出金残高	2
◆ 有価証券残高 ◆ 単体自己資本比率	2
◆ 出資に対する配当金	2
◆職員数	2
◆ 信託報酬 ◆ 信託勘定貸出金残高	該当なし
◆ 信託勘定有価証券残高	該当なし
◆ 信託財産額	該当なし
配当率	2
主要業務に関する指標	
◆ 業務粗利益及び業務粗利益率	7
◆ 業務純益、実質業務純益、コア業務純益	
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	7
◆ 資金運用収支、役務取引等収支及び	
その他業務収支	7
◆ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の	
平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	7
◆ 受取利息及び支払利息の増減	7
役務取引の状況	7
その他業務収益の内訳	7
経費の内訳	7
◆ 総資産経常利益率	7
◆ 総資産当期純利益率	7
総資金利鞘等	7
預金に関する指標	
◆ 預金種目別平均残高	8
◆ 定期預金区分別残高	8
預金者別預金残高	8
財形貯蓄残高	8
職員1人当たりの預金残高	7
1店舗あたりの預金残高	7
貸出金等に関する指標	
◆ 貸出金種類別平均残高	8
◆ 貸出金金利区分別残高	8
<ul><li>◆ 貸出金の担保別残高</li></ul>	8
◆ 債務保証見返の担保別残高	8
◆ 貸出金使途別残高	8
<ul><li>◆ 貸出金業種別残高及び構成比</li></ul>	8
◆ 預貸率(期末·期中平均)	7
消費者ローン・住宅ローン残高	8
代理貸付殊喜の内訳	9

代理貸付残高の内訳

職員1人当たりの貸出金残高 1店舗あたりの貸出金残高

#### 各開示項目は、下記のページに記載しております。

- ◆印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」第69条及び金融庁告示第17号、
- ◆印は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第7条で規定されております法定開示項目、
- ◆印は、監督指針の要請に基づく開示です。

◆ オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針、手続きの概要 算出に使用する手法の名称 ◆ 出資等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針、手続きの概要 ◆ リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針、手続きの概要

◆ 金利リスクに関する事項

算定方法の概要

9 7

1				
	有価証券に関する指標		自己資本の充実の状況(定量情報)	
1	◆ 商品有価証券の種類別平均残高	該当なし	<ul><li>◆ 自己資本の構成に関する事項</li></ul>	11
2	<ul><li>◆ 有価証券の種類別・残存期間別残高</li></ul>	9	◆自己資本の充実度に関する事項	12~13
2	◆ 有価証券の種類別平均残高	9	◆ オペレーショナル・リスク	13
9	◆ 有価証券のの取得価格、時価及び評価損益	9	◆ 自己資本比率	11
_	<ul><li>→ 預証率(期末・期中平均)</li></ul>	7	◆ 自己資本比率の分母の額に4%乗じた額	12,13
2	◆信託業務に関する指標		◆ 信用リスクに関する事項	13~16
3		該当なし	<ul><li>信用リスク削減手法に関する事項</li></ul>	17
3	経営管理体制に関する事項		<ul><li></li></ul>	 手の
2	<ul><li>↓ リスク管理の体制</li></ul>	20.,21	リスクに関する事項	17
9	◆ 法令遵守の体制	19,20	◆ 証券化エクスポージャーに関する事項	17
_	財産の状況		◆ 出資等又は株式等エクスポージャーに	
	◆ 貸借対照表、損益計算書及び		関する事項	17
9	剰余金処分計算書	3,4,5,6	<ul><li>→ リスク・ウェイトのみなし計算が適用される</li></ul>	
	◆ 協金法開示債権(リスク管理債権)及び		エクスポージャーに関する事項	17
1	金融再生法開示債権の保全・引当状況	18	証券・その他の業務	
2	◆ 体金法開示債権(リスク管理債権)及び			9
2	金融再生法開示債権の状況	18	内国為替取扱実績	9
2	<ul><li>有価証券、金銭の信託の評価</li></ul>	9	外国為替取扱実績	該当なし
2	外貨建資産残高	該当なし	主な手数料	30,31
2	先物取引の時価情報	該当なし	CSR (企業の社会的責任)活動の取組	
2	オプション取引の時価情報	該当なし	◆ CSR活動の取組状況について	24~28
2	◆ 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	18	◆ 恒久的な地域密着型金融の推進	26
2	◆ 貸出金償却の額	18	◆ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化の	
_	偶発損失引当金	18	ための取組み状況	27
_	「資産自己査定の債務者区分」と「金融再生法関	引示債権」•	「経営者保証に関するガイドライン」への対応	28
_	「リスク管理債権」の関係及び償却・引当方針	19	お客様本位の業務運営に	
2	◆ 会計監査人による監査	6	関する基本方針(KPI)	32
	◆ 内部監査の有効性の確認	6	「金融ADR制度」に対する取組	
7	◆ 継続企業の前提の重要な疑義	該当なし	◆ 苦情処理措置・紛争解決措置の内容	31
	自己資本の充実の状況(定性情報)		マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金	融対策
7	◆ 自己資本調達手段の概要	10		
	◆ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	10	組織図	32
7	◆ 信用リスクに関する事項	10	マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散な	金融対策
	信用リスク管理の方針、手続きの概要		に係る対応方針	32
7	リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関	對	その他	
7	◆ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針		当組合のあゆみ	2
7	手続きの概要	10	トピックス	2
7	◆ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相	手の		
7	リスク管理の方針及び概要	10		
7	◆ 証券化エクスポージャーに関する事項	10		
_				

10

10

10

10



編 集 新潟大栄信用組合 総務課 〒959-0194 新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号 電話 0256-98-6291 https://www.niigata-daiei.shinkumi.jp/ 令和7年7月発行